

## 第四篇 いわゆる国体論の復古的革命主義

### 第十一章

#### 11-1 日本において血統主義と忠孝主義は両立したか

以上で論じたように、一家とか、一致とかいうようなものは、まさに迷信者のねつ造にすぎないが、君臣一家論が依拠することで生じる根本思想である「血統主義」と、忠孝一致論が基礎とする「忠孝主義」は、決して軽々と見過ごすべきものではない。

もちろん、特別日本民族だけに限らず、いかなる民族といえども社会意識の覚醒が全民族、全人類に拡張されないうちは、血統をたどり、意識が段階的に拡張する他ない。そのため、血縁関係で社会意識が限定されて血統主義となり、したがって、その進化の過程において生じる家長国においては当然に忠孝主義が生まれてくる。天下において血統主義と忠孝主義を経験しなかった国民はいない。ただ、日本民族においては、西洋史においてゲルマン民族が家長国の中世史を終えるとともに、古代に存在していたラテン民族の民主政を回顧することができたことと同じ道をたどらなかった。そして海洋により隔絶していたため、ヨーロッパ民族のように早く中世史を脱することができなかつた——つまり、維新革命がフランス革命よりも遅れたので、国家主権が確立した今日においてもなお従来の惰性によって、君臣一家論とか忠孝一致論とか言って迷信に漂うことにとどまっている。

とにかくこうした事情の下で、血統主義と忠孝主義は日本において少しも障害がなく、著しく発展した。だから、血統主義と忠孝主義を国家主権が確立した今日において主張することは、明らかに復古的革命主義であるが、二千五百年間と称される古代、中世を通じての歴史は、この鍵がなければ開けることができない。このため、いわゆる国体論者は次のように言うだろう。「だから、日本国民はよく忠孝を尽くし、万世一系の皇位を助け、万国に比類のない国体を形成したのだ。」と。これは、忠孝主義と血統主義が東洋の未開人の村落で採用されたため、前提と結論を転倒させたものなのである——実際には、日本民族は血統主義によって家系を崇めるため、逆に皇室を迫害した。また、忠孝主義によって忠孝を最高善としたため、逆に皇室を打撃したのだ。我々は弱い根拠によって古今の定説となっているものに反抗するのではない。政治史と倫理史は、我々にこの断定を避けられないようにしているのだ。——血統主義の民族であったという前提は、世界全ての民族の古代、中世を通じて真理である。けれど、だからといって万世一系の皇室を奉じていたとして日本の歴史に結論をつけるのは全くの誤謬である。忠孝主義の民族であったという前提は、世界全ての民族の古代、中世を通じて真理である。けれど、だからといって二千五百年間日本民族は皇室を奉じていたとして日本の歴史に結論をつけるのは明らかに虚偽である。

これは、君主主権論か国家主権論かという法理学の問題を決定する政治史である。また、忠君か愛国かという倫理学の問題を判断する倫理史でもある。まさに、全てに通じる社会進化論であり、それはつまり歴史哲学の日本史である。自己の歴史を意識しない点では、南太平洋であるか東洋であるかを問わず、未開人の村落であることにおいて区別はない。

### 1 1-2 天皇は学理を左右する存在ではない

まず政治史から考察させよ。

歴史は厳肅な裁判官である。それなのに、この裁判官の前に立っている今の日本国民は、全て事実を隠蔽し、解釈をねじ曲げて虚偽を陳述している。いわゆる国体論というものはこの例である。彼らは言う。「日本民族の全ては忠臣、義士であって、乱臣賊子は例外的なものである。」と。そしてこの国体論について疑問を抱く者がいないのは、かつて太陽が世界の東から西へ回っている<sup>1</sup>と疑わずに信じ込んでいたのと同じである。しかしながら、我々は断言する。—太陽が世界の東から西へ回っているのではないことが明らかになったように、ひとたび地動説と同じものが出て、例外は皇室に対する忠臣、義士にすぎず、日本国民のほとんど全ては皇室に対する乱臣賊子であるという真理に代えられなければならない。この言葉に驚く者は、あたかもガリレオの言葉に怒った天動説をとるローマ法王庁と同じで、国体論の歴史解釈をローマ法王の權威によって行っているからである。「今日朝廷はどうしてこれらを罰しないのか。」と言った復古的革命主義者は、教育勅語にある「お前たち臣民はよく忠を尽くし、よく孝を果たし、億兆心を一つにして、永遠に続く皇運を助けてきた」という意味の文字を引用して、ガリレオでもないわずかな我々の言葉を迫害しようと試みるかもしれない。

しかしながら、日本の天皇はもちろんローマ法王ではない。天皇は学理を制定する国家機関ではない。だから、巡査が勅令を出しても無効であるように、天皇が医学者に微生物上の原理を命令し、理科大学に向かって化学の方程式を制定した法律を下そうとも、効果がないことは言うまでもない。国体論中の土偶と明晰な天皇を混同することは、決して許されないことである。天皇は歌を詠むことにおいて驚くべき天才的な能力を示しているが、星とスミレを歌う新派歌人を詠歌法違反の罪で牢獄に入れたことはない。それと同じく、天皇がいかに倫理学の知識について、明らかにある学派の歴史哲学の見解を支持したとしても、我々は国家の前に持っている権利によって教育勅語の外で独立できる。

天皇が倫理学説の制定権を持ち、公式の歴史哲学を定める機関であるというのは、大日本帝国に存在しないものであって、妄想によって描いた幻影を指して天皇であると誤ってはいけない。だから、教育勅語の中にある、「天照大神と子孫の歴代の天皇は深く厚い御徳を持っている。」という一言が、ルイ十四世の専制を望む今の復古的革命主義者の見解に合わず、古今の天皇は皆ルイ十四世のような専制権力を振るっていたと理解しても、等しく彼らの自由であろう。我々は我々の見解—つまり天皇の祖先は皆多く穏やかで、みやびや

---

<sup>1</sup> 天動説のこと。

かな天才的な詩人の才能を遺伝的に持っており、儒教の政治道徳を理想として、国家の利益と目的のために行動することを期待していたとの意見——において争うとも、「教育勅語違反の不敬な奴だ」というような卑しいことは口にさえしない。また、天皇と我々は、彼らを迫害する権利がないのである。

さて、そうであるならば、「臣民はよく忠孝の美徳を発揮して、万世一系の皇統を奉じていた」という天皇の見解と我々の見解が全く合致できないとしても、天皇の歌風と星やスミレを歌う詩人の文句が異なるようなことと等しいのである。我々が学理研究の自由によって、皇室が常に穏やかでみやびやかであったにもかかわらず、国民の祖先は常に皇室を迫害して打撃を加え、「万世一系」が傷つけられなかったのは、皇室が自らの力によって守ったためであると断定することに何の憚りがあるのか。

そもそも、学理上の問題に政治的な特権を持つ者の見解を引用し、自己の醜態を覆い隠すという変な事態は、東洋の未開人の村落以外では見られないものである。また、他の面から考えてみても、教育勅語の中の文字などは、単に天皇が国民をほめているものと見ればそれでよい。幾多の戦争において勝利を得るたびに、天皇から受ける称讃に対しては、皆型にはまったように、「これは皆、大元帥陛下の御威光によるものでございます。」として辞退しているのではないか。皇室が自分で守った万世一系を、国民の尊王、忠君のおかげで万世一系が保たれたかのように解釈し、逆に皇室に恩を売ろうとするような跡があるのは、どうしてであろうか。我々のように、国民の祖先が皇室に対して皆不忠、不義の者だけであったと言う者がいれば、おそらく「不敬な奴」との一言で呼ばれるであろう。こうした発狂<sup>2</sup>には、いかなる精神病学者も病名を付けるのに苦しむだろう。

国家の刑法は、国家の利益のために設けられた制度として、天皇と皇室に不敬を加えた者を許さない。国民が歴史の鏡で照らされ、過去の行為と良心を叙述される時、不敬罪によって自分たちを守るならば、これは天皇の鉄柵の中に四千五百万<sup>3</sup>の国民が侵入する行為である。穂積博士などはこの侵入者の例であり、その著『憲法大意』において「日本国民を忠孝の念に乏しい者と言う者は、日本国民を侮辱する者である。」と言っていることなどはこの例である。歴史に日本国民を十分侮辱させよ。

### 1 1-3 国体論の誤りは進化の無視にある

しかしながら日本においては、歴史的事実が記録されたものはあるが、未だ一つも歴史哲学というものがない。歴史の意義は社会の進化の過程を知ることにある。つまり、歴史哲学とは、社会哲学に含まれた社会進化論のことである。それなのに、万世一系という金槌で頭がい骨を打たれて知能が劣っている日本国民は、一度も日本史を進化に依拠して研究しようと試みることもなく、政治史と倫理史は、日本民族だけを進化の法則の外に置き、

<sup>2</sup> 実際は、皇室の存続は国民の力によるものでないのに、そうであると理解し、逆にその真相を明らかにする者を不敬よばわりすることをさす。

<sup>3</sup> 原文では、なぜかこだけが「四千万」になっている。「四千五百万の国民は、ほとんど乱臣賊子であった」と述べていることからすると、おそらくは「五百」が脱落したのであろう。

ただ国体論によるさかのぼった批判をするだけである。

本編の初めにおいて少々言った、有賀長雄氏などが日本で唯一の政治史家として認識されているにもかかわらず、「天皇」という文字の上に一切の蜃気楼を築き、日本民族はこの周囲を回っていて、少しも進化しないものと考えていることなどは、この例である。今日世に存在する倫理史の著者などは、日本民族は移住当時の原始的生活時代から今日のような皇室と国民の関係を持っていて、今日の関係は雄略天皇、仁徳天皇の時代と同じと論じる。そしてよく忠孝に励み、洞窟で暮らしていた時代から教育勅語を遵守していたと考え、倫理史を書いているのである。哀れむべき東洋の未開人の村落よ。鉄道と電信があつて、文明国となることができるのならば、アフリカの内陸も文明国であろう。政治的形式は二千五百年間同じ軌道を循環していたのではない。道徳的内容もまた天地が始まってから滞ることなく進化してきた。それなのに、後代の政治体制から太古の時代を想像し、太古の道徳を今日の規範によって評価しているとは、未開人の村落でなければ何であるのか。だから、我々は日本の政治史と倫理史を進化に応じて叙述して、政治的形式と道徳的内容の進化してきた跡を見ようと思うのだ。ただどうしようもないことは、いわゆる国体論と称される、歴史をさかのぼって批判する行為によって、歴史的事実が覆い隠されていることである。そのため、やむを得ない方法として排除的態度に出て、第一に国体論を駆逐しなければならない。

#### 11-4 文字が同じならば今も昔も同じだと見なす愚かさ

国体論とは、日本民族はことごとく皇室の忠臣、義士であつて、乱臣賊子は例外的なものであるという妄想のことである。日本民族は、このさかのぼって叙述するやり方のために、後世の贈り名にすぎない神武天皇を後世の天皇のような意味で理解してしまう。また、形態や発音の同じ文字が用いられているため、中世と近代が異なることを忘れるだけでなく、贈り名を与えられているにすぎない天皇の時代の原始的生活をも現在と同じものとして考えようとしている。もし神武天皇と呼ばれる者がいた時代において、皇室と国民の関係が後代と同じものであるとするならば、神武天皇の結婚などはどうやって理解されるべきなのか。今日の「御通り」<sup>4</sup>において見るような特権を持った天皇であつたならば、神武天皇自らが道端に立って、道行く七人の少女に対して、自らの口で結婚を求めるようなことがあるはずはない<sup>5</sup>。また、かつての「御祝い事」において聞いたような栄誉ある天皇であつたならば、神武天皇自らが少女の家に通い、

葦原のしけしき小屋に菅置いやさや敷きて我が二人寝し<sup>6</sup>

<sup>4</sup> 拝謁のこと。

<sup>5</sup> 『古事記』中巻の神武天皇紀に載っている。

<sup>6</sup> 古事記の中巻にある神武天皇の歌である。原文では「葦原のしこけき小屋に菅置いやさや敷きて我が二人寝し」となっている。「しこけき」とあるが、訳者の参照した『古事記』では、「しけしき」となっている。「しこけし」という形容詞は存在しないので、「しけしき」の誤りとみて修正した。

(意味:葦の生い茂った野原の荒れた小屋で、スゲで編んだ畳を重ねて敷き、我ら二人で寝たことよ。)

と歌うようなことがあるはずはない。恋に上下はないということが一面の真理であるとともに、恋ほど階級によって隔絶されるものはない。今日諸国の君主が自ら道端に立って恋を語り、茅葺きの家に通って恋を遂げるようなことは、通常の状態を失った時であっても、想像できるものではない。もちろん、神武天皇は数千年前の人であるから、知識においても今日の程度で推論をしてはいけないことは言うまでもないが、とにかく日本の建設者と称される人であるから、我々は決して恋愛のために政治的、道徳的地位を汚すほど無知ではなかったと信じたいと思う。政治と道徳の進化を認めないというさかのぼった研究をする歴史家は、日本の歴史の一ページ目から「天皇」と「皇后」が皇位を汚し、いわゆる国の父母となることができたと考えるのだろうか。当時の天皇にとって道端の求婚と汚い小屋へ通うことは、地位を汚すほど隔絶したことでなかったのである。

また、神武天皇に次いで即位したと言われる<sup>すいせい</sup>綏靖天皇の母<sup>7</sup>などは、神武天皇の皇后（文字の形態と発音によって内容を推察してはいけない。）であったにもかかわらず、夫神武天皇の子である<sup>たぎしみのみ</sup>多遮耳<sup>8</sup>と再婚し、多遮耳が綏靖天皇を殺そうとしたため、綏靖天皇が反撃して位に就いたという<sup>9</sup>。これを見れば、いかに今日の進化した道徳と当時の道徳が異なっているかがわかる。そして多遮耳が殺された時、彼は皇子であったにもかかわらず、まさしく洞穴の住居に住んでいた<sup>10</sup>。これを見れば、いかに皇室の地位が後代を基準として推測してはいけないかは想像できるだろう。そのように不道徳な者が、たとえいかに強者であるとしても、人民の団結の上に立って支配することができようか。

良心の内容は東西において異なるように、古今においても同じではない。今日の進化を経た時代には今日の良心があり、洞窟で暮らした未開の時代には、洞窟時代の良心がある。皇室と国民の間に階級的格差がなかった時代においては、神武天皇の恋は皇室の政治的地位を汚すものではなかった。結婚関係が弱かった原始時代においては、母と腹違いの子との結婚も皇室の恥辱となるような不道徳なことでもなかったのだ。——一言<sup>11</sup>でいえば、原始時代においては、皇室の祖先だけが後代のような政治的特権と道徳的義務を持っていたとする道理がないからである。

まさに、純粋な原始的生活ではないか。陶器は単に粘土を水で固めたものを火で焼いたものにすぎなかったもので、緑の葉を上に乗せて盛っていたし、机といっても未だ釘がなか

---

なお、ここで相手になっている少女は、イスケヨリ姫である。

7 イスケヨリ姫のこと。

8 タギシミノミコト（『日本書紀』では、「手研耳」と書く。）は、『日本書紀』によると、アヒラツ姫との間の子とされており、イスケヨリ姫と血はつながっていない。

9 神武天皇紀の末に載っている。

10 『日本書紀』の綏靖天皇紀には、綏靖天皇が兄（カンヤイミミノミコト）とタギシミノミコトを襲撃に行った時、洞窟の中で、一人で床に伏していたとある。

11 原文にここに傍点はない。ダッシュと重なっているため、わかりにくいので補っただけである。

ったため、一枚の板に四本の木を葛（のツル）で結んだものにすぎなかった。物さしなどはもちろんなく、単に咫<sup>アタ</sup>とか、握<sup>ツカ</sup>とか、尋<sup>ヒコ</sup><sup>12</sup>とか言って、各自の指や手で大まかな長さを計っていたにすぎない。（神武天皇の時代から）八百年後のヤマトタケルノミコト<sup>13</sup>の時代に至って、ようやく火打ち石で発火するようになったという事実がある。それまでは——今日その遺風を継承して伊勢神宮、出雲大社などでは用いているように——ヒノキの摩擦によって火を得ていたほどである。染料などはなく、今日のアメリカン・インディアンのように、草、植物の葉あるいは色彩がある粘土を布きれに塗りつけたものであって、その布というのも上流の者だけが着られるにとどまっていた。しかも、その生地は口の中に繭を含み、だ液の熱によって糸を出させ、何らかの野蛮な方法によって縫い合わせたものであった。——いや、中国と交流を持つようになって文字が輸入されるまでは、文字のない純粋な原始時代として政治史から除くのが当然なのであろう。

つまり、千四百年後に書かれた『古事記』、『日本書紀』を信じ、それらが書かれる四百年前になって初めて文字を得たとするならば、先に論じた火星文字の仮説に従い、今述べた文字がなかった時代の千年間は単に伝説として受け取ればよい。なぜならば、これは伝説であることにおいて移住前の高天原の時代と変わりがなく、そして高天原の時代は今日の歴史家においても単に伝説として扱うからである。我々は固く信じている——今日の南太平洋の原始人が、事実としては数万年の年月を経過したにもかかわらず、祖先が怪鳥、猛獣と戦ったという二、三の言い伝え以外に歴史的自覚がないように、紀元後いわゆる千年間と称される原始時代は、文字によって記述するほど歴史的自覚がなかったのだと。

### 11-5 歴史的自覚のなかった時代のことは除外すべきである

歴史を意識するのは、人類の中でも文明人だけで、もしくは文明人の文明に進んだ時代のことだけである。なぜなら、今日のヨーロッパ文明の人間が、未だゲルマンの野蛮な民族としてドイツの森林で原始的、共和的で平等な村落を作って存在していた時よりもはるかに前であると計算される神武天皇の時代においては、後世のわずかな言い伝えの伝説によって（もしくは後世の好き勝手な創作、想像によって）、皇后の擁立、皇居の所在<sup>14</sup>などを推定できるにすぎないほどの文化であり、歴史的意識を持たない純粋な原始時代であったからである。あの神武天皇以後の四百年と数えられる安寧天皇、懿徳天皇、孝昭天皇<sup>15</sup>、孝安天皇、孝靈天皇、孝元天皇、開化天皇の時代は、はるか後世から贈り名されたにとど

<sup>12</sup> 理由はよく分からないが、この三つの単語は原文に片仮名でルビが振ってある。一応意味があるものと見て、それに従っておく（ただ、咫は「あた」と読むので、それに変更した）。「咫」は、手のひらの下端から中指の先端までの長さを指す。「握」は、握った時にできる四本の指の幅を指す。「尋」は、両手を広げた時の両手先の幅を指す。「八咫の鏡」というのは、「咫の八倍の大きさをした鏡」という意味なのである。

<sup>13</sup> ヤマトタケルノミコトは、景行天皇の皇子。天皇の命により熊襲を討ち、のちに東国を平定した。駿河の国で野火の難に遭うが、火打ち石で火を打ち出し、向火で難を逃れたとの記録が『日本書紀』景行天皇紀にある（この点については、草薙の剣〔天叢雲剣〕でこれをなぎ払って逃れたとも言われる）。

<sup>14</sup> 原文では「皇后の冊立皇后の处在…」となっていて、二つめの「皇后」のところに〔居カ〕と注記されている。「皇后の所在」というのはおかしい。おそらく、指摘のとおりであろう。

<sup>15</sup> 原文では「孝照」だが、現在の用例に従う。

まり、何ら歴史上で記述されるものがない<sup>16</sup>のは、この例であると言える。

今日歴史家のある者が神武紀元を二千五百年前よりもはるかに後世であろうと論じている。その論拠とする所はもちろん弱いものであるが、紀元後千四百年に書かれた文字のなかった時代の伝説を集めた『古事記』、『日本書紀』も、伝説以上に確実なものでないことは言うまでもない。つまり、『古事記』、『日本書紀』が伝説によって神武天皇の移住を今日より二千五百年前であると数えさせても、伝説であるという点では、「その寿命はそれぞれ一万八千歳である」と言うのと同じである。なぜならば、時間の観念に不明確な——つまり、物の数を正確に数える能力がないことは、原始的生活では一般的なことであって、今日の文明国の「文明」と言うのも、最も近い近代のものにすぎないからである。

さて、そうであるならば、こうした原始時代という文字のない時代——たとえそれが千年間であろうと、はたまた十万年間であろうと——は政治史の取り扱うところではないから、取り扱いには及ばない価値のない年月の移り変わりにすぎない。たとえその間に皇室の祖先と国民の祖先の間で何かがあったとしても、原始時代は原始的道徳によって評価すべきであって、歴史は後代の国体論によってさかのぼって批判すべきものではないのだ。つまり、記録する文字がなかったという千年間であったと数えられている伝説めいた年代は、当然政治史から削除すべきことを主張する。中国の歴史家が、それぞれの天子が一万八千歳という寿命を持っていた<sup>17</sup>と計算し、中国の歴史を数万年に達すると言わないように、日本の歴史を「二千五百年」史と主張することは大きな恥辱であると言える。

そして特に注意すべきなのは、今日の人口をなしている四千五百万人の祖先の多くは、当時近畿地方に限られた戦勝者とは関係のない他の地方の村落から来た原始人であったということである。神武天皇のそばでは、天下に王土でない所はなく、地の果ての浜辺まで行っても、臣下でない者はいなかったと後世の古典によって想像されたことは言うまでもないが、それはあたかもコロンブスの時代におけるローマ法王が、未だ発見されていない世界の所有者であるとされたにもかかわらず、中国も日本もインドも決して法王の王土ではなく、臣下でもなく、それぞれに独立していたのと同じである。国体論のさかのぼった批判に入るものは、まさに近畿地方の小さな区画にすぎないのである。あの初めて租税——むしろ祭祀の費用としての熊の皮や鹿の角など——を徴収した崇神天皇<sup>18</sup>が「遠くの荒んだ民は今なお我が統治<sup>19</sup>に服しない。」と言ったことは、もちろんローマ法王の世界所有権と

<sup>16</sup> 安寧天皇から開化天皇までは、『古事記』、『日本書紀』においても、ほとんど系図程度の記述しかない。

<sup>17</sup> 中国には、盤古という天地創造の神が一万八千年天下を治めたという伝説があり、『神皇正統記』に、「震旦の世の始をいへるに……其はじめの君盤古氏、天下を治こと一萬八千年。」との記述がある（北畠親房『神皇正統記』〔岩波文庫・一九七五〕四二頁）。本文の記述は、この伝説を意識していると思われる。ただ、原文では、「各一万八千なる寿」となっており、統治の期間と寿命とを誤解していたのであろう。

<sup>18</sup> 『日本書紀』によると、崇神天皇の時代に国が乱れていたため、八十万の神々を祭ることとし、神社を建てたという。そしてその際に神戸の制度を定めた（神戸とは、神社に属してそれを支えた民のこと。神社造営の費用、神々に供えるための調度を集める目的で、租・調・庸を納めた。）とされる。そのことを指していると思われる。

<sup>19</sup> 原文では「正朔<sup>せいさく</sup>を奉ぜず」となっている。「正朔」とは「暦」のことで、「正朔を奉ず」とは「統治に服する」ということ。古代中国では、新しい王朝になると、暦が変わったことから、暦を奉じることが統治に服することであった。なお、この表現は、『日本書紀』巻五崇神天皇紀にある。そこで、崇神天皇は、各地を服属させるために四道將軍を派遣した（北陸にオオヒコノミコトを、東海にタケヌナカワワケノミコトを、西道にキビツヒコノミコトを、丹波にタニハ

同じ思想による古典のさかのぼった口ぶりであることは言うまでもない。しかし、その意味する所は、天皇の統治権が拒絶されていたということで、東北で独立していた蝦夷、九州にいた中国の属国あるいは独立していた村落は、他の侵略を防御して対抗していたということである。—だから、建国の当初から日本の天皇は、今日の地図上に散らばっている国民の祖先の君主であって、国民の祖先全てと今日の土地の全てが臣下、王土であったと言うのは、歴史を無視する者の主張である。

国体論というローマ法王にとっては、『古事記』、『日本書紀』はバイブルであるが、土偶は歴史哲学において全能な者ではなく、伝説の欠落部分の補充を見る限り、神聖で不可侵な存在でもない。—そしてまた近畿地方において天皇であったとしても、初めは天皇の所有の幅が最も大きかったにもかかわらず、他の大きな一族が発達とともに所有地と所有民をますます強大なものにし、ついに皇族と対抗しても引けをとらないほどになった。天皇の所有地以外の土地及び所有民以外の人民は、他の族長の所有地、所有民として天皇とは無関係であった。天皇の統治に服さず、独立していた全国の大部分と、各族長の下で所有されていた大多数の人民は、皇室とは何ら関係がなかった。だから、おのずから国体論とは別問題となるのだ<sup>20</sup>。つまり、神武紀元後千年間と称される原始時代は、それぞれが一万八千歳と言うのと同じく、年月に対する観念が不確かで、歴史的自覚がなかったのとともに、歴史的事実を記す文字もなかった。だから、政治史と倫理史からその時代を除去するとともに、当然に「国体論」からも削られるべきなのである。そして贈り名された天皇という文字の内容は、原始時代の一強者という意味だと断定せよ。

そうではないのだ！ その後四百年を経て歴史的記録が編集されるようになるまでは、なお歴史的記録を必要としないほどに歴史的自覚がない原始的生活を継承していた。—今日以後四世紀間歴史的記録がなければ、今日の我々及び四百年間の子孫が満足すると思うだろうか。当時の文化の程度を事実から見よ。雄略天皇が崩御した時、遺族は恐れかしこまって<sup>あらしき</sup>殯の宮<sup>21</sup>に座り、国中の供え物を集め<sup>22</sup>、種々の生剥<sup>いけはぎ</sup>、逆剥<sup>さかほぎ</sup>、犯己母罪、犯己子罪、犯母与子罪、馬婚、牛婚、鶏婚、犬婚<sup>23</sup>といった罪の許しを求めて国の大祓<sup>おおほらえ</sup><sup>24</sup>をさせ、神にお詫びした<sup>25</sup>とあるのを見ても、当時の道徳が純粋に原始的なものであったことがわかる。

---

ノミチヌシノミコト)とされている。

<sup>20</sup> 意味は明確でないが、要するに、「国体論の誤りは明らかだ」という意味であろう。

<sup>21</sup> 「殯の宮」とは、「殯」を尊んでいう言葉。「殯」とは、「貴人の本葬をする前に、棺に死体を納めて仮に祭る場所」のこと。

<sup>22</sup> 原文では「国大奴佐」となっている。「奴佐」は「幣(ぬさ)」の当て字。なお、ここで「国中」というのは筑紫の国のこと。

<sup>23</sup> 「生剥」とは、獣の皮を生きたままはぐこと。「逆剥」とは、獣を殺して皮を尻からはぐこと。「犯己母罪」、「犯己子罪」、「犯母与子罪」は、総合して「おやたわけ」と言い、近親姦のことを指す。「馬婚」などは、獣姦のことを指している。

<sup>24</sup> 原文「大祓」となっている。原文のとおりなら、「ばち」と読むことになるが、後に「神に謝す」と続くので、「祓」の間違いである。よって本文では直した。「大祓」とは、六月と十二月の晦日に、万民の罪やケガレを祓った神事。

<sup>25</sup> この逸話は、『古事記』中巻の仲哀天皇の項にある。熊曾を征服するため、天皇が筑紫の国(九州)に入ったとき、神のお告げを聞くために、儀式が実施されたときの話である。

『古事記』によれば、神が神功皇后に乗り移り、西の国(朝鮮)を征服させてやろうと告げた。ところが、仲哀天皇は、「西に国など見えないではないか」と言い、偽りを言う神だと思い、神を呼ぶ儀式をやめてしまった。すると、その



夫婦で同居する家族的結婚にも進まず、多くは一時的な生殖関係にすぎなかった。多妻多夫であったために、(兄弟姉妹が) お互いを知らず、異母兄弟の結婚は儒教の形式的道徳が入ってきた後にも自由になされていたほどである。そして儒教が渡来してから二百年たっても、王辰爾<sup>26</sup>という帰化人一人を他にしては、朝鮮<sup>27</sup>の上奏文を読めた者がいなかったことを考えれば、依然として野蛮な発音と態度で意志や感情を表していたことがわかる。上層階級などは常に三韓の使者から嘲笑される対象となり、仁徳天皇に至って文明の農業を学んで茨田<sup>まんだ</sup>の堤<sup>28</sup>を築き、日照りに備えることを知ったというから、いかに当時の原始的生産が未開極まるものとして、猿のように手から口に食べ物をそのまま送って生活していたかがわかる。そして和銅年間に銭を鑄造するまでは、外国銭でわずかに輸入されたものの使用を奨励するため、爵位を与えなければならぬほどであった<sup>29</sup>。こうした経済状態は、学者がいわゆる物々交換の時代と称するもので、原始的生活の証明とされているものである。天皇の生活について見ても、千三百年後の皇極天皇が皇居を瓦葺き<sup>30</sup>にするまでは、仏教寺院だけが外国的な建築方法をとっていたにすぎない。民族最大の強者は、掘っ立て柱に藤や葛などを縛り付け、茅葺きの屋根を堅魚木<sup>かつおぎ</sup><sup>31</sup>によって風から防いでいる、今日の南太平洋において見られるような家屋で生活していたのである。——そうではないのだ！ 漢字が伝わってから四百年間というのも、その意味では同じく記録のない時代の伝説なのではないか。だから、我々はこうした時代にまで今日の政治的理想と道徳的判断をさかのぼらせ、国体論者を困難に陥らせるわけではない。外国文明との接触によって西日本は皇室の祖先による統治権を厳しく拒絶して自由に行動し、儒学、仏教の進化した哲学宗教は、多神教、祖先教の未開思想をまず上層階級から駆逐し始めた。ここで皇族の基礎が一扫され、様々な大部族が入れ替わり立ち替わり乱臣賊子と呼ばれる者となって現れるようになったことを知らなければならぬ。国体論に対する侮辱は、有史に入った時代の開巻第一章から存在している。あのいわゆる蘇我氏の専横と称される事実などは、皇族という大きな一族が強者としての地位を失い、他の様々な大部族に圧倒されていた事例の著しいものであ

---

神は大いに怒り、仲哀天皇の命を奪った。天皇の命を奪うほど神が怒っていることに恐れおののき、一同は大祓を実施し、近親相姦や獣姦など諸々の罪を悔い改めて、神の許しを請うたという。

<sup>26</sup> 「王辰爾」は、朝鮮系の渡来人。『日本書紀』巻第二十敏達天皇紀によると、朝鮮の使者から上表文が献じられたため、史(記録等を司った帰化人)に解説させたが、誰も解説できなかった。ところが、王辰爾だけはそれを解説できたという。このことから、北は、当時でさえまだ多くの日本人は文字が読めなかったのだと推測している。

ただ、この話には続きがある。それによると、この上表文はカラスの羽に書いてあり、羽が黒いことから、誰も文字が書いてあることに気がつかなかったという(おそらく、暗号化の一種であろう)。王辰爾だけはそのことに気づき、羽を蒸気で蒸して、布に字を写し取り、解説することができた。それ故、厳密には文字が読めなかったというよりは、暗号が解説できなかったという逸話と見るべきであろう。

<sup>27</sup> 原文では「高麗」となっている。『日本書紀』でも「高麗」と表記されているが、「朝鮮」の通称として用いていると考えられるため、語を変更した。

<sup>28</sup> 「茨田の堤」とは、淀川の下流の左岸にあたる茨田郡にあった堤防のこと。本文に書いてあるとおり、仁徳天皇の時代に作られたとされる。

<sup>29</sup> 和銅元年(七〇八年)に作られた貨幣は「和同開珎」と呼ばれる。もともと、天武天皇の時代には「富本銭」という貨幣が作られていたとされるので、「和同開珎」が最初の貨幣ではない。爵位を与えるという方法は、和同開珎を鑄造してからも行っている(蓄銭叙位令がその例)。

<sup>30</sup> 皇居を瓦葺きにしようとした話は、『日本書紀』巻二十六齊明天皇紀に出ている。齊明天皇と皇極天皇は同一人物であるが、厳密には、齊明天皇が正しい。

<sup>31</sup> 「堅魚木」とは、神社本殿などの棟木の上に横にして並べている装飾用の木のこと。

る。諸部族が膨張して発達して他の族長である天皇と対抗する勢力を得たことは、まさしく原始時代の終わりとともに始まっていたのだ。原始時代の千年間と称されるものを除いた有史以後の千五百年間にわたる日本の歴史は、ローマ法王庁のいわゆる国体論を根底から覆している。

### 11-6 日本の歴史は乱臣賊子の歴史である

まさに、教育勅語の称讃をそのまま自己に対する讃辞とし、「よく忠孝を尽くして億兆の民は心をつにして代々その美德を発揮し、それによって万世一系の皇統を奉じてきた」と称する国体論者は、原始時代を除去した千五百年間の歴史を顧みよ。その千五百年間が日本の歴史の全てであり、その全ての歴史を顧みよ。我々は、幼い頃の行為を成人した後の道徳的標準によって批判しない。それと同じく、千五百年間の長い間を尊王論時代の良心によってさかのぼって評価し、忠臣、義士とか、乱臣賊子とか言うような道理を心得ない叙述を敢えてする者ではない。

しかしながら、さかのぼった批判をする国体論というものは、さかのぼって叙述するという態度が既に歴史論の態度として転倒しているだけでなく、そうやってさかのぼって得た批判そのものがことごとく歴史的事実を無視し、完全に転倒した帰納をしている。そうなっては、まずその帰納が転倒していることを指示するため、しばらく彼らのさかのぼった批判と同じ態度をとって叙述することが避けられない。これは、新しい見解を立てるために旧説を打破するにあたり、避けられない方法だからである。天動説に対する地動説のように、国体論が日本の歴史を理解する際、皇室に対する乱臣賊子は二、三の例外であって、国民は古今を通じて忠臣、義士であったと言うのとは正反対に、有史以後の日本民族はことごとく皇室に対する乱臣賊子であり、例外の二、三だけが皇室の忠臣、義士であったというのが真実である。だから、国体論そのものを打倒するには、迷信者が最もよく目覚める刺激となるこれらの事実を指摘するのがよいのだ。まさに、例外とはわずかで特異なもののことであって、一般の大多数を通例と言うならば、乱臣賊子は一般の大多数の通例であり、皇室の忠臣、義士はわずかで特異な例外である。それなのに、これを正反対に解釈し、それをほとんど昔から今までの定説としているため、世界の歴史の中で、日本の歴史家によって書かれた歴史ほど笑いたくなるような謎めいた言葉を連ねたものはない。事実は事実であり、歴史は歴史である。万世一系という金槌で頭がい骨を殴打された知能が劣った者たちがいかに事実を組み立てたり、歴史を書いたりしてみても、事実は正直であって、偽ることができない。歴史は厳正であって、覆い隠すことができない。国体論者の夢想が成功し、秦の始皇帝を擁立しないうちは、焼かれない古今の記録は決して国体論を打倒せずにはすまずものではない。これを見よ。

厳密に言えば、日本民族の歴史が書かれるようになった時代<sup>32</sup>は、『古事記』、『日本書紀』

<sup>32</sup> 原文では「歴史的生活」となっているが、これだけでは何のことなのか分からない。よって、言葉は多くなってしまうが、「記録が書かれるようになった時代」と訳す。以下のものも同様の処理をする。

が編纂された以後の約千年間である。しかしながら、『古事記』、『日本書紀』の記録を信じ、歴史が書かれるようになった時代は、文字がない原始時代の千年間を削除した三韓と交流をもってからの千五百年間としよう。もちろん、三韓を征服した当時において皇族は様々な大部族の中で最も強大な大部族であった。応神天皇、仁徳天皇などの儒教的な政治道徳を厳守した君主もいれば、雄略天皇、武烈天皇などの家長としての権利を極度まで行使した君主もいて、それによって他の大部族の上で主権を振るっていた。

社会の発達や人口の増加によって、様々な大部族が入れ替わり立ち替わり栄えては滅びていった。ところが、ついに蘇我一族が強大となると、他の諸部族を圧倒し、服従させて皇族と強者の権利を争うようになり、皇族と引けをとらないほどに対抗するようになった。皇族の長のように、族長の墓を「大きな墓」、「小さな墓」<sup>33</sup>と名付け、住まいを「宮門」とか、「谷の御門」とか呼んでいた。子供を「皇子」と呼んで、五十人の儀仗兵<sup>34</sup>を従えて出入りし、城塞をめぐらして武器庫がある宮殿を本拠としていた。そしてあたかも皇族が行うように、一族の民以外である蝦夷の帰化人及び他の族長の所有民に労役を課していた。崇峻天皇<sup>35</sup>の暗殺というような事実よりも、こうした行動のほうが時の天皇が持っていた全ての特権を所有していた証拠ではないか。我々は、こうした国体論者であってもよく知っている事例を挙げればそれでよいと考えてはいないが、記録が書かれるようになった時代が始まるとともに、強者の権利によって皇族の強さに対抗していた第一の事例として、例外であるはずの乱臣賊子が開巻第一章から存在したことを指示しなければならない。

### 11-7 藤原氏による専制

次にやって来るのは、大化革命による理想的国家の建設が失敗して登場した、藤原氏による専制の時代である。未だゲルマン系の文明人の祖先が暗黒の中世史の初期に入っただけの時代に、天智天皇が儒教の政治学によって国家主権の公民国家を建設しようと夢想した理由は、仏教を奉じる蘇我一族に押さえつけられて、従わされるところであったように、社会が進化し、新しい宗教が渡来した当時において氏族制度と祖先教を皇室の基礎とすることができないと見抜いたからである。

ここで天皇は、蘇我氏を打倒して凱歌を終えるとともに、天皇を国家最高の機関とし、全人民、全国土の上に立って支配するという理想を表白した（大化革命の理想の実現については、後の維新革命を論じた所を見よ。儒教は世俗のいわゆる民主主義ではない。『社会主義の啓蒙運動』を見よ）。このようにして、皇室が天智天皇の明哲さによって全国民の上に国家機関として立つという理想を抱いて臨んだ期間は、まさに八、九十年間であった。

しかしながら、基礎がなければ建築物は建てられない。理想はあたかもプラトンのリパ

<sup>33</sup> 原文では「大峻小峻」となっていて、〔陵カ〕と注記されている。墓のことを意味しているので、「陵」が正しい。『日本書紀』巻二十四皇極天皇紀に、蘇我蝦夷が生前に二つの墓を今来（現在の奈良県吉野郡大淀町付近）に作らせ、一つを大陵といい、蝦夷の墓とし、もう一つを小陵といい、入鹿の墓としたという記事がある。

<sup>34</sup> 「儀仗兵」とは、儀礼・警備のために天皇、皇族、大臣、高官などにつけられた兵隊のこと。

<sup>35</sup> 原文では「崇神天皇」となっているが、明らかに崇峻天皇の誤りである。崇神天皇を蘇我氏が暗殺したとは聞かないからである。

ブリック<sup>36</sup>のように、遠い昔に掲げられたのだが、その実現は皆長い進化を経て初めて得られた。当時の国家主権の国体と国家の最高機関である天皇は、天智天皇のような明哲な人物においてのみ理想とされるものであった。その後、祖先教の代わりに仏教を国教とするようなことがあり、儒教の理想に完全に背いていった。したがって、国家機関の理想はまず朝廷の手によって破壊され、念仏と題目が政治の世界に上るようになって、大化の理想的国家は理想家の死とともに葬られてしまった。仏教寺院の建立、僧侶、比丘尼<sup>37</sup>といった、遊んで暮らす者が増殖したことなどにより、租税と皇室の私有財産だけでは財政が足らなくなった。ここで統治権を皇室自身の利益のために行使し、官職を売買して国家機関となっている天皇は、国家を自己の目的の下に存在すると主張する家長君主となった。その売官制度によって国家の機関であった国司は再三同じ地に任じられて土着<sup>38</sup>し、在来の土豪の他に多くの土地、人民を所有した。これらは後世の群雄割拠、封建制度につながる家長国の萌芽を作りながら始まっていた。

つまり、大化革命の主謀者が世を去るとともに、皇室は統治権を自己の目的と利益のためにある所有権と考え、土地及び人民を統治して得られる利益を献金という名目で譲渡し、献金によって国司となれた土豪らは購買した統治権により、土地、人民を自己の目的と利益のために所有物として処分するようになったのである。—だから、当時の天皇という文字の内容は、最も多くの土地と人民を持つ強大な家長であるとわかる。この統治者が国家の目的と利益のために存在せず、自己の財産権の行使として統治権を行使していた時代であったため、藤原氏は自己の利益のために統治権を行使する後見人の地位を争い、いわゆる藤原氏による専制の時代が生まれたのである。穂積博士らの復古的革命主義者が夢想する、天皇が国土及び人民の所有者であり、統治権を天皇の財産権としていた時代は、後見人である道長に「此の世をば我が世とぞ思う...」<sup>39</sup>と歌わせたように、後見人の横暴が通例としてまかり通っていた家長国である。

当時の天皇という者は、藤原氏の産んだ者であって、母親である藤原氏の女とともに将来摂政となる祖父の家に連れて行って養われた。ほとんど前後も理解しないうちに、国家という財産を相続して国家の戸主となった。代を重ねるに従って、天皇の血管の中には神武天皇という遠い時代の血液よりも藤原氏の血液のほうが多量に循環するようになっていた。こうなると、当然の情として母親である藤原氏を愛し、祖父である摂政を慕うのであり、摂政もまた天皇の祖父として、祖父と愛する孫の濃厚な愛情により、愛する孫である天皇の相続を希望し、戸主が幼少であることを理由として後見人になっていたのだ。—統

---

<sup>36</sup> プラトンの『国家』で論じられている理想国家のこと。

<sup>37</sup> 女性の僧侶のこと。

<sup>38</sup> 平安時代の中期になると、中央政界は藤原氏が牛耳るようになったため、中級貴族らは国司に活動の場を見出すようになっていた。そのため、国司の職を得るために競争が行われ、中央に租税を多く納めて地位を安定的なものにしよとのぎを削り、地方では過酷な収奪が行われるようになった。

<sup>39</sup> 藤原道長の有名な和歌のこと。「此の世をば我が世とぞ思ふ望月のかけたることも無しと思えば」を部分的に引用している。なお、この和歌は、藤原実資の『小右記』に出てくる。

治権の禁治産者<sup>40</sup>に対して後見人に専断をさせることは、統治権が財産権であった時代においては、少しも不法ではなかったのである。

さかのぼって批判する者は、後代の天皇と摂政の権利、権限から千年前の古代を想像し、「藤原氏による専横<sup>41</sup>の時代」と名付けて憎んでいるが、実は祖父の愛情と権利によって、幼い戸主の意に反して財産の処分をしていただけなのだ。世に不法な手段で栄え、不法な手段で永続した者はいない。藤原氏による専制の時代と称するものが、地方において発達した源平という家長らが政権を争うようになるまで続いたということは、家長国における後見人として少しも不法なことがなかったからである。藤原氏は天皇を孫として愛し、天皇は藤原氏を祖父として慕った。祖父が無知で幼い孫の命令に従い、幼い孫が祖父の計らいを退けなかったという理由で、後世から乱臣賊子というのは甚だしく道理がないと言える。だから、血液の混合により王家、藤原家と併称するようになったと言え、あたかも君臣一家論者のように、皇室と藤原氏を平等な親戚関係と解釈できるのではないか。だから親戚の愛する孫が神聖であるように、祖父である親戚の太政大臣は、弾正台<sup>42</sup>が責問できない無責任という不可侵権を享受していたのではないか<sup>43</sup>。

だから、基経は一族<sup>44</sup>にあたる清和天皇を、あたかも幼い戸主をはずすように、やすやすと廃することができたのではないか。だから、源氏の姓<sup>45</sup>を得て臣下に降っていた<sup>きだみ</sup>定省親王が基経によって宇多天皇<sup>46</sup>として擁立され、基経に大権を総攬させ、彼の怒りに対して恐怖していたのではないか<sup>47</sup>。基経の子時平が位を受けた時、その母親は勅書が天皇の自筆によっていないのを見て、「この子の父親<sup>48</sup>の恩恵によって即位した源氏として、礼を欠いている」と言って勅書を破り、兄仲平の時に天皇は恐怖し、自ら筆をとって怒りをなだめたの

---

40 「禁治産者」とは、心神喪失などの状況にあるため、財産上の行為などをするだけの能力がないとされる者のこと。その者には後見人がつけられ、後見人が代理して財産上の行為をする。平成十一年までは民法で使われていた用語であるが、現在では「成年被後見人」、「未成年被後見人」などと呼ばれる。

41 他では「専制」だが、この箇所だけは「専横」となっている。

42 律令制で、役人の綱紀肅正を司っていた役所。

43 北の主張によると、藤原氏の専制と呼ぶべき時代は、統治権が財産と扱われていた時代（＝官職を売り買いができる時代）のことだから、何ら不法なことではない。だから天皇と藤原氏との関係は、被後見人—後見人の関係に近く、「平等な親戚関係」と言えるのではないかというのである。不法でなかったが故に、太政大臣は天皇の持つ「無責任という不可侵権」は享受できたのではないか

44 原文では「姪」となっている。『北一輝思想集成』は、「姓＝一族」の誤りであると見て、「清和天皇」ではなく、「陽成天皇」が正しいとしている。確かに、この後にも「姓」をあてるべき箇所に「姪」とあてている（注二〇四）ので、「姓」の誤りと考えられる。よって、「一族」の意味にとる。

清和天皇にしても、陽成天皇にしても基経と縁戚関係があり、藤原一族の意向一つで廃されている点では共通しているが、基経が廢位に関与したのは陽成天皇である。

45 原文では「姪」という字があてられているが、「姪」ではおかしい。「姓」の誤りであろう。

46 「定省」は、宇多天皇の名前。原文では、「宇多天皇」ではなく「弘元天皇」となっている。宇多天皇のことを「弘元天皇」と呼ぶのかは不明であるが、明確にするため、「宇多天皇」にした。

47 宇多天皇が即位した時、藤原基経を閑白に就任させる勅書に、「宜しく阿衡の任を以て卿の任と為せ」と書かせたところ、「阿衡は閑職である」と基経が言いがかりをつけた事件が起きている（阿衡の紛議と呼ばれる）。事件は、勅書の執筆者である橘広相を処分することで決着したが、宇多天皇は非常に不満であつたらしく、日記に怒りをつづっている。

48 原文では「<sup>だいふ</sup>乃父」となっていて、〔ママ〕と注記されている。「乃父」とは「他人の父」や「自分の父」のことを表すが、「礼を欠いている」と文句を言っているのは、時平の母親——つまり基経の妻であろう。その妻にとって見れば、基経は他人の父でも自分の父でもない。このように見ると、指摘はもつともである。しかし、時平の視点から見て「父親」と言っているとせば、さほど不可思議なものではない。「源氏」とは、先に名が挙がっている宇多天皇のこと。

ではないか。壺切の剣<sup>49</sup>によって皇位継承権が、藤原氏と天皇氏の混合した血液にあることを表示し、藤原氏の血液が薄い後三条天皇が藤原氏の衰えたのに乗じて、これに抗争を試みると、藤原氏の一族は皆退朝せよという号令の下で、皇帝対全内閣構成員という大ストライキを起し、それに打ち勝ったのではないか。

女帝<sup>50</sup>の寵愛によって国家の戸主権を相続しようとした受動的な道鏡だけが例外ではない。国民である自己の血液を皇室の祖先の血液と入れ替え、皇室の祖先から受け継いできた血液の多くを外に出して、皇位継承権を独占した藤原氏の連綿とした専制の時代は、例外的な乱臣賊子と言うには、数百年というあまりにも長い年月も続いた例外である。

### 11-8 僧兵の悪事

藤原氏による専制の時代が幕を閉じるとともに、清盛入道の登場となる。しかしながら正確に言えば、その間に非常に短い一幕の茶番狂言があった。それはつまり、僧兵らのみこしを担いだ強訴の時代であり、皇位はまさしくこのためにおびただしい脅迫を受けることになったのだ。もちろん、当時の白河院政<sup>51</sup>と称される前後数十年間は、何の基礎も持っておらず、単にようやく政権を争うまでに進んでいたにすぎない豪族という家長君主らが対等な権力の上での栄華を夢見ていたのだが、その夢を第一に打破した者たちこそ僧兵のみこしであった。

今日、権力の前に尾を振って国体寺の後に従っている軽蔑すべき円頂寺<sup>52</sup>よ。「陛下の御心を悩まし奉る逆賊」というのは、新しい思想が入ってくるたびに必ず用いられる宣言であるが、双六がうまくいかないことになぞらえた白河法皇<sup>53</sup>のため息は、まさしく仏教徒が好き勝手な活動をしていたために出てきたものである。大乘仏教と教育勅語が抵触しないというのは、今日の国体寺の僧侶らが主張する世論であるが、当時の僧兵は「僧余慶<sup>54</sup>を天

49 「壺切の剣」とは、立太子の時に天皇から伝承される太刀のこと。宇多天皇が、藤原基経から奉獻されたものを、醍醐天皇に授けたのが始まりとされる。

50 この「女帝」とは、孝謙天皇（重祚して称徳天皇と名乗る）のことである。道鏡は奈良時代の僧で、称徳天皇の病の際に祈祷をして信頼を得て、絶大な権勢を振るった。宇佐八幡宮の神託と称して、道鏡を天皇の地位に就かせようしたが、和氣清麻呂、藤原百川らによって阻止された。

51 院政を始めたのは、白河天皇である。

52 「円頂」とは坊主頭のこと。北はこれを、いかにも寺の名前のような言い回しに使うことで、国体論に追従する僧侶を揶揄しているのである。

53 原文では「法王」だが、出家した天皇には「法皇」を通常用いるので、そのように訂正した。以下では断らない。『平家物語』巻第一「願立」の段に、『賀茂河の水、双六の賽、山法師、是ぞわが心になはぬもの』と白河院も仰なりけるとかや。（前掲『平家物語（上）』五二頁。）とある。

54 平安時代中期の天台宗の僧侶（九一九～？）。山（引用者注：比叡山）の座主には権大僧都余慶。観音院座主とよばれる。三井（……）の門流を継ぐ。智弁とおくり名された。永祚元年九月二十九日、七十一歳で天台座主となったが、同年十二月二十六日には座主を辞退した。比叡山の僧徒が反対したためである。（『愚管抄』『日本の名著九（慈円・北畠親房）』〔中央公論社・一九七二〕一〇九頁）とされている。本文中の話は、山門派による激しい反対のことであろう。

なお、訳者の参照した『日本の名著九』の補注では、以上のことが敷衍されている。「円仁系（山門派）と円珍系（寺門派）は比叡山の二大派閥をなすに至り、両派の勢力争いは時を追って激しくなっていた。第二十九代の座主となった円珍系の余慶は、永祚元年（九八九）に座主に任命されたが円仁系の僧徒はこれに反対し、任命の勅使の登山を再三にわたって阻止した。登山の途中で勅使が宣命を読み上げるという事態の中で座主に就任した余慶は、実質的には座主の事務をとることができず、三ヶ月のうちに辞任に追い込まれたのである」（前掲四〇八―四〇九頁）。

台寺<sup>55</sup>の座主とす」と命じた一条天皇の勅語を引き裂いて、勅使をはずかshめて追い返したではないか。今日の世間の人は、皇居の外堀に集まって万歳を唱えること以外を知らないが、当時の彼らは堀を破り、門を打ち砕いて宮殿の庭先まで入り込み、数珠をもんで祈り、主張が聞き入れられないならば地獄に落とすと威嚇したではないか。地獄に落とすというようなことは、今日においてこそ何の脅迫にもならないが、当時の知識水準ではローマ法王の破門ということと少しも異ならない効力があつたのである。いや、あの<sup>ほうし</sup>放氏<sup>56</sup>という、時の最上の権力者である藤原氏の上に加えられたもの<sup>57</sup>は、明白な破門であつた。未だ天皇を破門した例はないのだが、これはグレゴリウス七世<sup>58</sup>にあたる僧侶がいなかったからではなく、天皇自らが地に降りてはるかにそのみこしを礼拝していたからである。天皇を地に降ろし、礼拝させるとは何と大胆なことか。

今の恥知らずの坊主らは言うだろう。「彼らは破戒僧であつて、我々のような勤王的な大乘経を知らなかったからだ。」と。しかしながら、彼らは仏教徒でも僧侶でもない楠木正成を釈迦の上に置き、自己の誇りとしながら、僧兵らの活動について無責任な面をしているのを見ると、非常に吹き出したくなると言えよう。まさに、僧兵の打撃に対して皇室はやむを得ず源平の二氏を近づけ、自己を保護させるようになり、とうとう皇室は保元、平治年間の血なまぐさい戦いに身を投じるようになった。近づくと油絵は醜く見える<sup>59</sup>と言われるように、無遠慮な清盛は後白河法皇<sup>60</sup>の侮るべき点を発見し、露骨に彼を迫害するようになった。今の坊主らは同じ坊主の一人である平清盛を「悪逆入道」という名で呼んでいるが、他の多くの坊主である僧兵らのほうがさらにいっそう悪い者であつた。「悪逆入道」を駆り立て、宮中で悪事を働かせるようになったのは、宮殿の外で悪事を働いた僧兵という悪逆入道らがいいたからである。そしてこれもまた例外的な乱臣賊子であると言うには、山林で修行する仙人のような僧や流れる雲のように超越した僧を除き、天下の僧侶は皆大多数の例外であつた。

### 11-9 源平の台頭

そして平氏の時代以後——つまり、いわゆる国体論者においても例外と称する、源氏、北条氏、足利氏による支配、戦国時代、徳川氏による支配という千年の長い、長い中世史が始まる。日本の民族の歴史と言えば、あたかもゲルマン民族の歴史が中世史を最初として始まっているように、『古事記』、『日本書紀』が書かれて以後の千年間のことである。——少なくとも文字による記録として残す方法と残すべき歴史的意識がなかった原始時代の千

55 延暦寺のこと。

56 「放氏」とは、氏から追放すること。

57 おそらく、興福寺の僧兵が、興福寺から藤原一族を追放すると脅したのであろう（興福寺は藤原氏の氏寺）。

58 原文では「グレゴリオ七世」だが、グレゴリウス七世に改める。グレゴリウス七世は神聖ローマ皇帝ハインリヒ四世を破門した教皇。ハインリヒ四世がカノッサに滞在していたグレゴリウス七世のもとを訪れて懺悔をし、破門を許された（カノッサの屈辱）。

59 原文では、「接近は油絵を醜ならしむる理由…」となっている。本文の訳は意識したものである。

60 原文では「白河法王」になっているが、明らかに「後白河法皇」の誤りである。

年間と伝説とされるものを除けば、文字輸入以後の時代は合計で千五百年間である。歳月から見ても、大部分を占める源平以後の時代を「例外」という一言で葬り去るとは、何という東洋の未開人村落ぶりであろうか。いかなる野蛮人も、これほど転倒した歴史を持つてはいない。オーストラリアの未開人<sup>61</sup>であっても、アメリカン・インディアンであっても。

事実によって事実を語らせよ。忠孝という二つの道に迷って泣いていた哀れな読書家<sup>62</sup>を除けば、敢えて清盛一人と言わず、平氏の全てが族長の命令を奉じ、皇居を攻撃して天皇をしばしば幽閉していたことは殊更指示する必要はない。源氏が以仁王<sup>63</sup>の令旨を受け、あるいは院宣を要請して平氏を滅ぼしたことは、自己の再興のためではなく、勤王の目的で行ったことなどは、国定教科書も書かないであろう。我々は敢えて王道と霸道を説く者のように、院宣と勅令の効力を比較したり、三種の神器を持つ天皇を西海に沈めた<sup>64</sup>東北軍を乱臣賊子であるとは言ったりはしない。大江広元<sup>65</sup>の策略を用い、立法、司法、行政の主権全ての発動を掌握した頼朝は、秀吉<sup>66</sup>に敬愛された人物であるが、湊川に建てられた伊藤博文氏の銅像よりも忠臣、義士の人相をしていないことは想像できるだろう。今日の多くの守銭奴が、種々の名において次第に爵位を買って取り、世俗に誇示するのに比べれば、「坂東の老尼は礼を知りませぬので」との皮肉を極めた反語で拜謁を嘲笑し、形式的な爵位の授与を拒絶した頼朝の妻政子は、今の令夫人という者よりも勤王家でないことは、おごりのない外交的辞令によっても推察できるだろう。北条氏に関しては、いわゆる国体論者にとっても、どうしようもない困難に直面し、やむなく例外と数えているのである。そうではあるが、例外的な乱臣賊子は彼らの考えるように、義時一人にとどまるものではない。義時の共犯あるいは従犯<sup>67</sup>として、三帝を鳥も通わない遠島に放逐した他の十九万<sup>68</sup>の手下人、そして後から進撃しようとして待っていた二十万の共謀者を忠臣、義士の中に数えることは国体論を神聖にするものではない。

さかのぼって批判する者が、三帝を「流罪し奉る」と言うのに対し、我々は「放逐」という文字を用いる。なぜならば、こうした取り繕いを極めた文字は、恐れ謹んで尊崇する

---

61 アボリジニーのことであろう。

62 先に出てきた平重盛のこと。

63 後白河天皇の第三子。源頼政と謀って各地に平氏打倒のために令旨を送ったが、平氏に気づかれ、戦死した。

64 平家は安徳天皇とともに、天叢雲剣と八咫鏡玉を持って入水したと言われている。源氏側は結局天叢雲剣を見つけられなかったとも言われている。

65 鎌倉初期に活躍した貴族。頼朝に仕え、頼朝の死後も幕府に仕えた。有名な守護・地頭の設置を献策したのは大江広元である。毛利家の先祖とも伝えられる。

66 「秀吉」となっているが、「家康」の誤りかもしれない。家康は、頼朝を理想としていたことで名高い。なお、山路愛山は、『豊太閤』において、家康の逸話として次のようなことを記している。「徳川家康、或時家人と物語りせられけるに、汝らは頼朝卿を如何なる人と思ふぞとあり。家人ら彼の卿と申すは腹黒き人にて叔父、弟を殺したる不道人なりという。徳川家、いやいやそれは世に判官びいきなどというて無智の者のする沙汰なり。天下を治むるほどのものには一定の大尺度というがあり。それに違いたらば一門親族なりとて用捨はならぬものなり。これ則ち治国平天下の基なるを、浅き心にて頼朝卿は情なき人なりなどというは物を弁えぬからなりと申されしとは前にもちょっと記したり。これは古今の英雄豪傑のために千古の嘲を解きたるものにて、英雄自ら英雄の心事を解剖したるものなり。」(『豊臣秀吉(下)』[岩波文庫・一九九六]三三二―三三三頁。なお、『豊太閤』が原題であるが、岩波文庫版では『豊臣秀吉』という名称にしている)。

67 「従犯」とは、幫助犯(犯行を手助けする者)のこと。現在でも刑法上の用語として使われている。

68 承久の乱の時、幕府軍はおよそ十九万人であった。



という行動を表白するもので、後鳥羽天皇が隠岐で三十九年間岩穴に小屋を寄りかからせて暮らし、順徳帝が佐渡において今日もなお「順徳坊様」と呼ばれているように<sup>69</sup>、物を乞いながら過ごしたなどという極度までの迫害、窮迫を表す言葉ではないからである<sup>70</sup>。安徳天皇を矢の飛んでこない船に移し奉ったと言うならば理由があろう。露で袖をぬらしながら松の下を落ちのびていく者を兵力に任せて連れて来ることは「捕える」というものである。居住の自由を奪い、都会の栄華に浴する者を無人島に流したことは、明白な放逐ではないか。神官が恐れ敬い、恐縮しながら旧殿から大神宮<sup>71</sup>を捕えて新殿に放逐したと言う者がいれば、その者は発狂したと見られるであろう。それと同じく、義時が兵力を使って三帝を隠岐、佐渡に移し奉った<sup>72</sup>というような文字の使用は、言語道断のさかのぼった叙述とすべきである。

多くの歴史家は『増鏡』<sup>73</sup>に見える記事を引用する。それは以下のようなものである。

泰時が父義時に向かい、「もし天皇の御輿を陣頭に立てて進んできた時はどうなさいますようか。」と尋ねた。すると義時は、「その時には矢を折って投降せよ。」と答えた<sup>74</sup>。

いかにも信じるに足りない記事であるが、歴史家はこれをもとにして、「いかに義時のような乱臣賊子といえども、日本国民の良心は内に秘めていて、日本国民は皆このようである。」

<sup>69</sup> 佐渡島は北の出身地であるから、この発言は彼の体験談である。

北が佐渡中学校二年生であった頃、学校の小旅行で順徳天皇の子彦成王の墓を参拝した（ただし、北は病気で旅行に参加できなかった）。この旅行の後に「彦成王ノ墓ヲ訪フ記」を書くことが課題として出され、「嗚呼、暴ナル哉北条氏。嗚呼、逆ナル哉北条氏。北条以前ニ北条ナク、北条以後ニ北条ナシ。」という趣旨の漢文を書いた。なお、吟吉は、これを順徳天皇の真野御陵を参拝したときにもと書いている（「風雲児北一輝」〔『北一輝の人間像』〔有斐閣・一九七六〕二三二頁。〕が、厳密には、その子彦成王が正しい。

後に妻すず子が順徳天皇陵を参拝した後、順徳天皇の霊が姿を現すという体験をしているが、これは若くして天才的な才能を發揮しながら遠島に流され、失意のうちにこの世を去った順徳天皇と夫北一輝を重ね合わせたものである。

<sup>70</sup> 要するに、「国体論者の言葉遣いでは、後鳥羽天皇などが晩年悲惨な生活をしていたことがわからなくなってしまう」ということである。

<sup>71</sup> 大神宮というときは、通常伊勢神宮の内宮と外宮を合わせた総称を指す。ここでは、「天照大神」を指す。なお、「旧殿から新殿に放逐する」という表現は、遷宮を意味する。伊勢神宮は、神明造という建築様式（柱をそのまま地中に埋める建築方法）で立てており、二十年に一度、社を立て替える「遷宮」という行事が行われるのである。ちなみに、従来社の鳥居などは、他の神社に移築されて再利用される。

古代の建築技術でも、法隆寺のように、木造建築でも堅固な建物を建築することができたのだが、伊勢神宮についてはそうした建築技法は敢えてとられず、遷宮を続けてきた。その理由は、二つ考えられている。一つは、神は常に清い場所を好むという神道思想に基づくもので、常に作り替えを行うことで、清らかさを維持してきたというものである。伊勢神宮は最高神とすべき天照大神の鎮座する社であるから、特にそのように考えられたと言える。もう一つは、先例尊重の念で、古来の簡素な建築様式こそ、神の住まいとしてふさわしいと考えられたというものである。

なお、なぜ二十年であるのかという点については、古代の暦の計算方法が関係しているとの指摘がある。太陰太陽暦では、三六五日四分の一を一太陽年、二九日半の朔望月を合わせて用いるため、十九年に七月閏月を挿入して暦を調整する必要があるが、十九年経つと、太陽年と朔望月が再び一致する。そこから、二十年で原点復帰するという思想が生まれ、遷宮の考え方に反映されたというものである。天照大神が太陽に擬せられることを踏まえれば、この考え方が最も真相に近いように思われる。

遷宮については、所功『伊勢神宮』（講談社学術文庫・一九九三）を参照した。

<sup>72</sup> ちなみに、土御門天皇は讃岐に流された。土御門天皇は倒幕に消極的で、本来は流罪に処される必要はなかったが、父親と弟が流罪になるのに、自分だけが京に残るわけにはいかないと、自ら流罪に処すことを求めたという。後には阿波に移された。

<sup>73</sup> 後鳥羽天皇の誕生から後醍醐天皇の隠岐還幸までを叙述した歴史物語。二条良基を作者とする説が有力。文体は優美であるとされる。

<sup>74</sup> 『増鏡』巻二「新島守」に見られる記事。

と論じ、それによっていわゆる例外の弁護をしている。けれど、義時は死よりもはるかにひどい苦痛を三帝に加えた。その息子泰時は、後に安達義景<sup>75</sup>が「順徳の皇子が立ったならば、どうなさいますか。」と尋ねた時、「膝を折って投降せよ」とは答えず、「廃してしまえ」と命じたのではないか<sup>76</sup>。両統迭立<sup>77</sup>などは皇室が自ら求めて招いた禍であるが、泰時、時宗らが賢明で大胆な抑圧によってこれを動揺させなかった。高時のおごりに対抗する後醍醐天皇という英雄的の模型があったために、これは倒されたが、一度は捕えられて隠岐に放逐された。高時が死んだ時、八百七十人あまりの殉死者がいた他、一族、親類の僧侶、男女らがこれを聞き伝えてあの世で恩を報いようとして殉死する者は単に鎌倉だけでも六千人あまりいたというのではないか。そしてこれは、剣をなでて崩じた後醍醐天皇の残兵よりもはるかに大多数の例外である。ああ、平氏の世から源氏の世に至り、さらに百年間の太平を成し遂げた北条氏に至るまでの全国民は、全て例外的な乱臣賊子か。

### 11-10 足利時代の朝廷の衰微

足利氏の時代に至ってはさらに甚だしい。後醍醐天皇の努力は単に北条氏を足利氏に代えただけであって、鎌倉と京都が対抗していたことに代わって、さらに京都それ自身も奪いとられたのである。ああ、後醍醐天皇と忠義に厚い殉死者よ！ これは日本の歴史を通じて辛うじて見られる二、三だけの例外である。この悲惨で哀れな物語が、まさに幕末の国体論時代において詩歌、文学の題目となり、それによって革命論に詩的輝きを与えたのである（維新革命における国体論の意義については後に説く）。

しかしながら、尊氏が率いて攻め上った七十隻の兵船と二十万人の陸軍<sup>78</sup>は、戦に敗れた湊川の三百人よりわずかな例外とは言われないではないか。滅びた新田氏よりも勝って天下を取った尊氏は、より多くの乱臣賊子を持っていたからこそ、それを成し遂げたのだ。たとえ外交的な駆け引きによって父子の礼として三種の神器を渡したとはいえ、北朝がついに南朝に降服したことは、いわゆる忠臣、義士が大多数であるため、わずかな例外の乱

<sup>75</sup> 原文では、「安藤義景」となっているが、安達義景の誤り。安達義景は、安達泰盛の父で、泰時の元で活躍した有力御家人。

<sup>76</sup> 一二四二年、四条天皇が急逝したため、順徳天皇の子を天皇に即位させる話が持ち上がった（こうなった経緯は、順徳天皇の子忠成王が九条道家と外戚関係にあったためである）。ところが、順徳天皇は倒幕を図った天皇の一人であるため、北条泰時はそれに強く反発した。泰時は、安達義景を使者として京に派遣し、武力の行使も辞さない構えを見せた。泰時の猛反発を受け、朝廷は方針を撤回し、後嵯峨天皇を即位させた。頼山陽は、『日本政記』において、「泰時、安達義景を遣はし、帝を立てしむ。義景、途より還り、佐渡院の皇子立つあらば、即ち何んせんかと問ふ。曰く、これを廃せよと。」と記している（『日本思想大系四九 頼山陽』〔岩波書店・一九七七〕三三四頁。）。新井白石『読史余論』（岩波文庫・一九三六）九一一―九二頁も参照。なお、「膝を折って」という表現は、「矢を折って」という表現をもじったもの。

この一件は、北畠親房を激昂させそうなところだが、親房は、「泰時はからひ申てこの君（引用者注：後嵯峨天皇）をすへ奉りぬ。誠に天命也、正理也。土御門陰御兄にて御心ばへもおだしく、孝行もふかく聞えさせ給しかば、天照太神の冥慮に代てはからひ申けるもことほりなり。」（『神皇正統記』〔岩波文庫・一九七五〕一五六頁）と記しており、泰時を非難せず、むしろ評価している。

<sup>77</sup> 両統迭立とは、大覚寺統と持明院統の対立を解消するため、北条時宗の裁定により、両統から交互に天皇を擁立することを約したもの。しばしば守られず、紛争のもとになった。

<sup>78</sup> 足利尊氏は、一三三六年の一月から戦っていた京都での戦に敗れ、一度九州に落ちのびた。本文にある「七十隻の兵船と二十万人の陸軍」とは、九州に落ちのびた尊氏が盛り返した勢力のことである（もっとも、二十万は『太平記』による誇張表現である）。

臣賊子が敗れたとは言われなければならないか<sup>79</sup>。高師直<sup>80</sup>などは、「都に王という人があらせられて、若干の所領を妨げ、内裏、院、御所などという所があって、馬から降りるのに邪魔だ。もし王がいなければ叶わない道理があるなら、木で造るか、金で鑄造すればよい。生きた院、国王などはどこかへでも流し捨て奉ればよいのだ。」と放言した。これは『太平記』の記事<sup>81</sup>であり、語調なども著者が使い慣れたものである<sup>82</sup>から、師直はもっとこの殺伐とした平等主義にぴったりと当てはまる無遠慮な言葉を放ったのだろう。

今日、数多くの政党员などは穂積忠臣らが憂慮するように、事実上の共和政体——もしくは共和政体を慣習によって実現する不文憲法に基づく政党内閣、責任内閣——を主張する。政党内閣、責任内閣という主張は、穂積忠臣らが憂慮するように、天皇の意義に大きな変動を及ぼすことを知りつつも、なおかつ民主主義を理解しないかのような面を装う国民の賢さとは正反対の露骨さを持っている。しかし全国民が高師直を、共和演説をした大臣<sup>83</sup>を打撃したようには排斥せず、尊氏に次ぐ権力者として奉じていたのは、政党内閣論者の祖先として恥じない乱臣賊子の国民だったからだとと言えるのだ。

足利義満などは北朝の天皇を自己の好きなように製作し、南朝の天皇<sup>84</sup>を降伏させた。太政大臣を望んで与えられない<sup>85</sup>と、強迫や示威によるのではなく、自ら決意して天皇になろうとし、死去すると天皇から太上天皇の称号が与えられようとした<sup>86</sup>ではないか。足利氏はあたかも後白河法皇が源平の二氏の対等な権力の上で栄華を夢見たように、後の戦国時代と名付けられ、群雄割拠と称されて知られている家長君主国の大混戦の前段階としてしばし金閣寺を建て、意味もなく殿上人<sup>てんじょうびと</sup><sup>87</sup>の風流を学んだにすぎない。だから、皇室だけに足利氏以降の没落、困窮について責任を負わせることができないことは言うまでもない。

しかしながら、いわゆる国体論者は戦国時代における皇室の悲惨を極めた没落について

---

79 原文では「例へ外交的折衝に於て父子の礼として三種の神器を渡せしとは云へ、北朝の終に南朝に降服せるはいわゆる忠臣義士の大多数なるが故に僅少なる例外の乱臣賊子に敗れたりとは日はれざるに非らずや。」となっている。「北朝の終に南朝に降服せる」とは、尊氏がした弟直義との戦に集中するために行った休戦の申し入れのことではないかと思われる。ただ、「忠臣義士の大多数なるが故に僅少なる例外の乱臣賊子に敗れたり」とは、どう解釈すべきか分からない。「忠臣義士」が大多数なのに、どうして「僅少なる例外の乱臣賊子」に敗れるのか。「僅少なる例外の乱臣賊子が敗れたり」の誤りではないかと思われる。よってそのように直して訳した。

なお、「父子の礼」とあるが、これが何を指すのかはよくわからない。

80 高師直は足利家の執事で、尊氏の側近として活躍した人物。剛胆な人物で、佐々木高氏とともにバサラ大名として名高い。

81 『太平記』巻第二十六「師直師泰奢侈の事」にある。ただし、『国体論』中の引用文は、『太平記』の原文とかなり表現が異なる。おそらく記憶に頼ったのであろう。

82 天皇などをないがしろにする発言であるにもかかわらず、「あらせられる」、「流し奉る」などのような尊敬語を用いていることを指す。

83 尾崎行雄のこと。「共和演説」とは、資本家が資金力によって議会政治をゆがめていることを批判する際に、「もし仮に日本が共和制であるなら…」と尾崎が述べた演説のこと。明治天皇が側近を遣わして不満を述べたため、政治問題になった。

84 この時の南朝の天皇は後亀山天皇。

85 注三一七を見よ。

86 息子の義持が拒絶したため、これは実現せずに終わった。なお、金閣寺（鹿苑寺）は、義満に太上天皇の称号を与えられたものとして扱っている。

87 昇殿を許された人々のこと。

誰が責任者であるのかを指示しなければならない。後土御門天皇<sup>88</sup>が崩御した時、葬式の費用がないために葬ることができず、棺に入れたまま四十日あまり清涼殿<sup>せいりょうでん</sup>の北側<sup>89</sup>に置かれていた<sup>90</sup>。近臣、宮仕えする女官らが宿直してこれを守っていたが、皇太子<sup>91</sup>がやって来て、「十善を守った身に貧禍はない」と白居易<sup>92</sup>が歌ったことは偽りだと声を出して泣いたというではないか。後柏原帝の即位式を行うことができず、費用を時の管領細川政元<sup>93</sup>に求めたが、政元は「將軍だけで十分だ。他の儀式は必要ない。」と拒絶して顧みなかった<sup>94</sup>。そのため、二十年間即位式を行うことができなかつた。本願寺光兼<sup>95</sup>から金一万貫をようやく借りて式を終えたというではないか。後奈良天皇の時には貧困が極度に達し、三条西実隆<sup>96</sup>が苦心して諸方の豪族から数石の米、数両の寄付を求めてめぐり、ようやく衣食の料を得たというではないか。しかし公卿の苦心によって得るものにも限りがあるから、天皇自らが筆をとった書物を売り、それによって食費を補ったというではないか<sup>97</sup>。隊を組んだ野武士が火を放ち、強盗を働いたため、公卿は妻子を引き連れて落ちぶれた皇居に雑居していたというではないか。困いも堀もなく、三条橋から内裏の火が見られ、紫宸殿<sup>ししんでん</sup><sup>98</sup>の前にある橋の下で庶民が茶菓子売っていたというではないか。歌会がある時には黒くすすけた三宝の上に赤豆を載せて出したというではないか。

道理のない者は大げさに「信長の忠義」などと言うが、やったことはまさしくわずかな修繕にすぎない。それまでは「片田舎の民家と異ならず、竹の垣に茨などが結び付いている有様であった。私が子供の時には、遊びに行つて縁の上で土などを練りあげ、破れた簾

<sup>88</sup> 原文では「土御門天皇」となっているが、土御門天皇は鎌倉時代の天皇だからおかしい。「後土御門天皇」の誤りである。

<sup>89</sup> 原文では「御殿の黒戸」となっている。黒戸は清涼殿の北側にあった扉。そのため、意識しておいた。ちなみに、清涼殿は天皇の居所。

<sup>90</sup> 当時前関白であった近衛政家は、日記に次のように記している。「今夜旧主（引用者注：後土御門天皇。）の御葬送と云々。亥の刻許り禁裏より泉涌寺に遷幸す。御供奉の面々、前殿御東の左右に在り。法中并びに公卿、殿上人御東の後に在りと云々。後日尋ね記すべし。今日に至り崩御以後四十三日なり。かくの如き遅々、さらに先規あるべからざる歟。」（『後法興院政家記』明応九年十一月十一日条。ただし、引用は、今谷明『戦国時代の貴族』〔講談社学術文庫・二〇〇二〕二四〇頁より行った）。

<sup>91</sup> 勝仁親王のこと。後の後柏原天皇。

<sup>92</sup> 白居易は、唐の詩人。楊貴妃を寵愛する玄宗を批判した「長恨歌」は有名である。白居易の詩を集めた『白氏文集』は、平安時代貴族の間で広く読まれた。

<sup>93</sup> 細川勝元の子。応仁の乱後にクーデターで十代將軍義隆を排し、足利義澄を擁立して実権を握った。

<sup>94</sup> 「文亀二年（一五〇二）、朝廷が後柏原天皇の即位を早めるため將軍義澄の参議中将任官・拝賀を急いだところ、細川政元は、『此の如き御官位など御無益、みかに御昇進これありと雖も、人以て御下知に応ぜずんばその甲斐なし。』といい放ち、さらに『内裏にも即位大札の御儀無益なり。左様の儀、これを行うと雖も、正躰無き者は王とも存ぜざる事なり』とうそぶいて朝廷の方針を一蹴し、諸家・公武一同納得したという。」（今谷明前掲書二四〇―二四一頁。このことは、尋尊〔一条兼良の子で、興福寺大乘院の僧。〕が『大乘院寺社雜事記』文亀二年六月十六日条に記している）。

<sup>95</sup> 原文では「本願寺兼光」となっているが、「本願寺光兼」の誤り。蓮如の子（法名は「実如」）で、本願寺の勢力を率いていた。山路愛山も、『豊太閤』において、「応仁以後天下麻の如く乱れ、天皇御即位の礼も容易に行われがたかりしかども、なお大永元年（一五二一年）には本願寺実如上人より献金して後柏原天皇の御儀をすませられ、永禄三年（一五六〇年）には毛利元就より米一千石、金若干両を献じて正親町天皇の御儀あり。」と記し、この件について触れている（『豊臣秀吉』〔岩波文庫・一九九六〕九六一―九七頁）。

<sup>96</sup> 室町後期の歌人。書に優れ、文化人とし活躍するかたわら、書写によって生計を立てていた。また、宗祇と親しい交流があったとされる。彼の生涯については、歴史家の原勝郎によるものが有名である。

<sup>97</sup> 後奈良天皇は、自ら筆をとり、「御親筆」を売ることによって生計を立てていたことで名高い。

<sup>98</sup> 紫宸殿とは、天皇が公務を行う場所。

を時折上げてみても、人も見えない有様であった。」<sup>99</sup>と云うほどひどく貧乏だったのでないか。言うまでもなく信長のような先見の明がある者だけが、天皇を擁することが後に利益となることを認めていたが、一般の国民は政元と同じである。天皇を無用だとして顧みていなかったことによる貧困でなければ、何であるのか。——そしてこうした貧困は一般の人民が陥る窮乏であり、ただ一般の人民のように、貧困のために家を滅ぼしたり、血統を意識できないような状態になったりしなかなっただけである。億兆の民が心一つにして万世一系の皇統を助けなかったのであるから、乱臣賊子をわずかな例外であると言うには、億兆という多数の例外であると言わなければならない。

### 11-11 秀吉の放言

秀吉の統一によって天皇は衣食の貧困——衣食の貧困とは、外国の王室には存在しない歴史である——から脱することができた。しかしながら、これによって秀吉を忠臣、義士であると称讃することは、貧民の血液の一部を投与する慈善家という者を君子であると言うのと同じである。全天下の富を握った彼が、九頭の牛の体に生える毛の一つにもすぎない禄米を皇室に差し出しそうと、国体論にどれほど誇りと言えようか。彼は芝居のうまい気質から、「帝の乗物や牛車などといった品々は長らく廃れていたもので、物事を知っている私ものはっきりとは知らなかった。」<sup>100</sup>と当時の都の人を感心させるようなことを試みなかったわけではない。しかし、あの太政大臣も関白も理解していなかったほどの無学であったのに、どうして皇室の歴史的意義を知っていようか。不用意な発言は多く本音を吐露する。

彼が明の公使から愚弄するような国書<sup>101</sup>を受け取った時、激怒して発した言葉を見よ。彼は言った。「予は予の力で天下を取ったのだ。王になろうと思えば王に、帝になろうと思えば帝になれる。どうしてお主らの承認を待つ必要があるのか。」<sup>102</sup>と。歴史を大文字で朗読することはこのぐらいにして、この発言が今日になされたものと考えてみよ。あのずる賢い李鴻章<sup>103</sup>が伊藤博文氏を日本国王に封じると談判したとしても、伊藤氏は「私は我が力で内閣を組織したのだ。王になろうと思えば王に、帝になろうと思えば帝になれる。どうして豚の尾のような髪型の者<sup>104</sup>の承認を待つ必要があるのか。」と怒らなかつたため、凄

<sup>99</sup> 江村専斎の『老人雑話』にある記事（江村専斎は、安土桃山時代の京都の医師で、『老人雑話』は、江村専斎が見聞したことを口述筆記したもの）。山路愛山も、『豊太閤』において、この一節を引用している（『豊臣秀吉（上）』〔岩波文庫・一九九六〕一三七頁）が、北による引用と山路による引用とは若干表現が異なっている。北の引用は、原典と異なっているものが多いので、おそらく北の引用は記憶に頼っているであろう。

<sup>100</sup> 本文中、「私」と訳した部分は、「老人」となっている。おそらく『老人雑話』の記事と思われる。

<sup>101</sup> 第一次朝鮮出兵（文禄の役）において、明軍が援軍として到着後、戦況が膠着状態となった。そこで、明と和睦交渉を始め、明から使者が来日した。慶長元年（一五九六年）九月一日に行われた和睦交渉において、明が読み上げた国書の中に、「（平）秀吉を封じて日本国王と為す」との文言があった。これに秀吉が激怒したと伝えられている。ただ、この時の国書は破棄されず現存しており、正確には、国書の文言に激怒したわけではなく、明側の回答に日本側の意向が全く反映されていなかったことに激怒したという。

<sup>102</sup> この逸話は、林羅山の『秀吉譜』に記されている。

<sup>103</sup> 清末期の政治家。曾國藩に従って太平天国の乱を平定してから、中央政界で活躍。外交責任者として数々の交渉にあたる。日清戦争の講和会議では、清側の全権大使として交渉にあたった。下関での講和会議については、陸奥宗光の記した『蹇蹇録』が非常に詳しい。

<sup>104</sup> 原文では「豚尾漢」となっている。おそらく、弁髪を揶揄した表現であろう。

川に銅像を立てられたのである。

秀吉の地位はまさしく強大な力によって得た権利である。強大な力が全ての権利を定めた古代及び中世（『社会主義の経済的正義』において権利思想の変遷を述べた所を見よ）において、もし中国の公使の代わりに皇室がその権利を侮辱することがあったならば、彼は力で取った天下の権利により、強制力の発現に訴えて、王か帝になっていただろう。一言だけだとして軽視してはいけない。今日では一言を発する際にも「恐れ多くも」という冒頭を用いるし、一言だけでも必ず「御」と付けたり、「給う」、「あらせられる」と言ったりして慎むことを怠らない。このような注意を払っているうちは、いかに激怒であっても口先に響く言葉ではない。つまり、秀吉もまた例外的であるはずの乱臣賊子の思想を持ち、天下に号令した者であることは言うまでもない。

### 11-12 徳川氏は決して皇室を奉っていない

徳川氏に至っては、不断の幽閉と欠けることのない<sup>105</sup>強制的な譲位を、唯一の皇室対策としていた。我々は、有賀長雄氏がさかのぼって論じる歴史家であることは先にさきに言ったが、もう一度詳しく説く。彼が徳川氏について、秀吉と家康が参内した時、家康の家臣がしきりに秀吉の暗殺を進めたにもかかわらず、これに応じなかった事例を挙げ、「これは両雄がともに提携して皇室を奉じていた証だ。」と論じるに至っては笑ってしまう他ない。考えてみると、こうした曲解は、氏が主権を本体と作用に分け、皇室は二千五百年來主権の本体を持っていて失わず、幕府は単にその作用を委任されていただけであるという見解から生じたものであろう。

しかし、秀吉の思想を事実において表現していた家康を忠臣、義士と解釈しては、東照宮の墓石も感動のあまりに震えることだろう。見よ。「淳和院と奨学院の別当<sup>106</sup>職、関東将軍に任じられました上は、三親王、摂政をはじめ公家並びに諸侯であっても支配致します。国政の一切を知らせるために、施政の方法を天子に知らせるには及びません。」と規定したことに至っては、万国に比類のない国体にふさわしい万国に比類のない責任内閣と言えるものだ。「学問に御勤めなさを怠られてはならない。……三種の神器を御守りすることは第一のことである。」とあるのは、まさしく皇室を歌人にし、虚名にすぎない三種の神器を守れば天皇の任務が終わるということである。我々は未だいかなる憲法史でも、主権の作用を委任されたという者が主権の本体にこうした法規を強制した事実を知らない。

そもそも、今日の委任という文字と意義をさかのぼらせ、当時の天皇と将軍の間を説明しようとするのが誤謬の根源である。——有賀博士は何かにつけてさかのぼって論じるのだ。さらに見よ。「国々の諸侯は、勅命であっても宮中に参内仕つてはいけない。西国の諸

<sup>105</sup> 原文では「欠かしなき」となっていて、[ママ]と注記されている。確かに、「欠かしなし」という形容詞は聞いたことがない。よくわからないが、「欠けることのない」という意味であろう。ちなみに、江戸時代の幕府は「禁中並公家諸法度」を制定し、天子（=天皇）は学問を第一とせよと定めていた。

<sup>106</sup> 淳和院は淳和天皇が在位中に建てた離宮のことで、奨学院は在原行平が建てた私立学校のことで、これらの長官は「別当」と呼ばれ、後に足利義満が兼ねて以来、源氏が二つの別当を兼ねるのが通例となった。

大名が往来する時は、洛陽<sup>107</sup>で往来を停止すること。隠れて往来したことが露見した時は、どれほど石高の大きい家であるとしても、お家断絶にする。もし洛陽を見物致したいのであれば、その旨を届け出て、許可が下りた時にそれに及ぶこと。もし許可したとしても、三条橋の中に限ってこれを認める」。こうした上奏も裁可も無用とする権限を持っていた他、主権の本体という者に近づくことをお家断絶という最大の重罪で厳禁したことは、何と名付けられるべき東照宮内閣であろうか。そして内閣総理大臣は閣下と呼ばれず、「神君」と崇められ、その椅子は世襲となり、他の各省大臣もなく、責任を負うべき者は誰もいなかった。そして、皇室費としては禁裏御料からわずか二万石、新院御料から五千石、本院御料<sup>108</sup>から五千石が内閣総理大臣からのあてがいとしてあった。ところが、徳川内閣総理大臣閣下はまさにその三百倍にあたる八百万石<sup>109</sup>の年俸を得ていたのだから、吹き出したくなる大憲章<sup>マグナ・カルタ</sup><sup>110</sup>であることよ。

有賀博士が、「日本国民をことごとく天照大神の子孫であるとし、この事実だけで日本国民に対する天皇主権の基礎にするのは、歴史を知らない俗論である。」と喝破したことは、天皇主権論の基礎の一つである穂積博士らの神道的信仰に対する罵倒であるとともに、有賀博士自身らが基礎として採用する歴史解釈の上に加えられた侮辱でもあるのだ。歴史に基づいて天皇主権論を主張すると言うならば、歴史を欺くようなことをしてはいけない。天皇が二万石であるのに、徳川氏自らの八百万石という所有関係は、政治的活動の源泉である経済の上から皇室ののどを絞めたものである。彼の辞令は、穏やかではあるが、厳しさを極めて京都と諸侯の経済的連絡を断った。「京都から周辺の武家に金銭について申し入れることは慎まなければならない。いわゆる禄は重く、金銭は自在に取り扱ってもよいように心得ていたとしても、万石の大名は万石の国役を勤め、天下の御用を勤めよ。公家は禄がわずかであるが、国役を勤めたり、民を慈しんで育てたりする役割はない。そうであるから、宮中での仕事を勤め、家を養う稼ぎを立てるだけでよい。ぜいたくをせずに勤めたならば、禄はわずかでも生活はたやすい。……」などとあるのは、まさしく天皇の財源を枯渇させ、経済上の孤立者にしようとするものである。「公家から武家に縁組みをする時は、関東へその旨を届け出て、将軍家から裁断が下った後に縁組みを執り行うようにせよ。もしそれをせずに取り結ばれた時には、重罪に処する。」と厳命したことも、皇室と手を握ろうとするあらゆる社会的勢力を排除するためであった。そしてこうしたことのため、天皇はあたかも監視をつけられた囚人のようであった。後水尾天皇<sup>111</sup>が近畿を旅行しようと

107 ここでは「京都」のこと。

108 「禁裏御料」とは、天皇家の所領のこと。また、二人以上の上皇がいる時は、新たに上皇になった者を「新院」、それ以前からいる上皇を「本院」と呼ぶ。

109 かつては「八百万石」とも称されたようであるが、実際は四百万石程度であった。

110 マグナ・カルタは、一七一五年にイギリスの封建貴族が国王ジョンに対して、自分たちの権利を認めさせたもの。あくまで封建諸侯の権利を規定したものにすぎないが、その条項の解釈が拡張され、市民革命の根拠として力を持つようになった。ちなみに、ルビの「・」は補ったものである。

111 江戸時代初期の天皇。後陽成天皇の第三皇子。二代将軍秀忠の娘和子を迎え入れたが、公家の圧迫に反発して娘（明正天皇）に位を譲った。ちなみに、系譜上「水尾天皇」という名前の天皇は見当たらないが、水尾天皇とは清和天皇の別名である。

した時、幕府はこれを許さなかった。そのため、強いて行こうとすると兵力によって強迫してやめさせたのではないか。剣術に励んでいたため、京都所司代の板倉重宗<sup>112</sup>が阻止しようとした時、「江戸へ聞えたならば、穏便にすまされるとも思われぬ。」ということを経由にして言ったのではないか。

父子が会うことさえ幕府の許可を得なければならなかった。用明天皇<sup>113</sup>などは徳川氏の出であるにもかかわらず、賢明であることが禍となり、何の理由もなく二十一歳から五十四歳まで仙洞<sup>114</sup>に閉じこめられ、一年に一回の年始以外には肉親に会うことだけでなく、親王にも、摂家にも、門跡<sup>115</sup>にも一切面会を許さなかった。一人の行幸などは厳重に禁じたのではないか。これは巧みで賢い義時と同じ方法で、隠岐や佐渡の代わりに京都を用いたにすぎないものである。

こうした責任内閣は、万国に比類のない国体以外には見出せない。有賀博士は主権を作用と本体に分けたように、主権をまたさらに滑稽な無数の分類をして、栄誉権<sup>116</sup>というものを天皇に留保した。それにもかかわらず、後水尾天皇はそれさえも踏みにじられ、幕府は僧侶に与えた紫衣を奪い、それを与えられた僧侶を流罪に処分<sup>117</sup>し、とうとう春日局を参内させ、譲位をそれとなく促した。――まさに、徳川氏が政権を握っている間、天皇を強制的に譲位させることは一貫した政策であった。卓越した後水尾天皇はもちろん、賢明な用明天皇<sup>118</sup>も、後西天皇も、東山天皇も、中御門天皇も、桜町天皇も――つまり、徳川氏の幕府を維持していた間の全ての天皇は、もはや子供ではなく、大人に成長したことが強制的な譲位の理由であったのだ<sup>119</sup>。後西天皇<sup>120</sup>などは一つも口実が見つけれなかったもので、単に「四季、陰陽がうまく調和しない」<sup>121</sup>というような羊に対する狼の口実で譲位を強制したという。何という乱臣賊子であろうか。

後鳥羽天皇が、軽はずみさと寵愛する一人の姫のために義時に挑戦したことを思えば、

---

112 江戸時代前期の武将。採決が明断であるとして賞賛された。

113 「用明天皇」は聖徳太子の父親。徳川氏の出であるという点からすると、東福門院（和子）の子明正天皇の誤りであると思われる。ただ、二十歳（数え年で二十一歳）で退位しているため、この点はつじつまが合うが、五十四歳までという記述とはつじつまが合わない。「上皇になってから五十四年間」の誤りなのであろう。

明正天皇の譲位とその後の扱いについては、後水尾天皇を初めとする朝廷の工作によるところが大きく、徳川家による圧迫の例としては、必ずしも適切ではない。

114 上皇の御所の別名。

115 門跡とは、皇子などが住む寺のこと。江戸時代の皇室では、宮家に入れない親王は出家するのが常であった。

116 この「栄誉権」は、官職を与える権限を指す。

117 有名な紫衣事件のこと。幕府は、禁中並公家諸法度において、紫衣の授与を制限した。ところが、後水尾天皇はこれに従わず、大徳寺、妙心寺の僧に紫衣を与えていた。そこで、幕府はこれを没収し、これに抗議した沢庵らを流罪処分にした。

118 明正天皇の誤りであることについては、前注二七を参照。

119 原文では「苟も侏儒<sup>しゅじゆ</sup>に非らずして年長ずることが強迫譲位の理由なりしなり」となっている。このままではわかりにくいので、意訳した。

120 原文では「後西条天皇」になっているが、そのような天皇は見当たらない。「後西天皇」の誤りだろう。

121 原文では、「陰陽和せず」となっている。かつては、世界を構成する陰と陽が和合することによって、世界の調和が保たれると解されており、世界の調和がうまく保たれていないことを表す。

後西天皇の即位していた時代は、明暦の大火や地震など天変地異が相次ぎ、天皇の不徳を責める声があったとされる。そこで、譲位させるために無理にこうした理屈を立てたのだろう



天皇の側にも少し責任があるので、我々は決して国体論者のように、義時だけを乱臣賊子であるとは言わない<sup>122</sup>。けれど、徳川氏が皇室に対して表に出さない悪事を用いて迫害するようになったことは、我々のように公平な目で歴史を観察しようとする者にとっては、憎悪の念が胸にみなぎる思いである。天皇の自己を打倒しようとする挑戦に対し、義時には受動的な自己防衛もあった。けれど、三代将軍家光などはできる限り後水尾天皇を侮辱し、後水尾天皇が怒りに耐えられなくなって譲位するまで、義時がしたように、隠岐に流そうとした。伊達政宗を先鋒とした三十五万の軍を率いて都に入ったことなどは、まさしく高慢を極めた示威運動ではないか。

### 11-13 新井白石の思想と勤皇家の少なさ

また、あの王道と霸道の弁と称され、後に主権論が起こることを予想した新井白石<sup>123</sup>の大胆な政策を見よ。

彼は有賀博士が言っている天皇の荣誉権というものを剥奪し、幕府を純粋な主権者、つまり最高の統治権者にしようと企図した。もちろん、彼の継承者が彼とは反対の後退した政策をとったため、彼の死とともにそれは実行されずに終わった。しかし、彼は頼朝の共犯者である大江広元よりもはるかに規模の大きい陰謀家であった。

彼は言う<sup>124</sup>。「王朝は既に衰えて武家が天下を治め、天皇を立てて世の共同の主とされた。名目上武家は人民であるが、実質はその名目に反している。我々は既に帝王から官職を受けながらも、帝王の事業に従っていない。その我々が、『我々に仕える者は我々の事業に従え』と命令しても、下々の者がどうして心服するだろうか。そして我々が受けるものも帝王の官職であり、我々の臣下が受けるものも帝王の官職である。君臣ともに帝王の官職を受ける時、実質は将軍の臣下であるが、名目はともに帝王に仕える臣下である<sup>125</sup>。その臣下がどうして実質的に我々を尊ぶだろうか。義満の代に反逆が常に絶えなかったのは、義満の不徳の致す所であるが、それに加えて主君を尊ぶという実質がなかったためである。その主は既に人の臣下であった。それなのに、自身が王朝の臣下を召し抱え、これを自分の臣下と名付け、家臣としたところで、下の者が上の者から盗んだという罪をどうして永遠に免れようか。世間の状態は既に変化したのであるから、その変化に応じて今の礼を定めるべきである。つまりこれが臨機応変に対応とするということである。もし人が不覚者

<sup>122</sup> 武家嫌いで有名であった北畠親房でさえ、「義時久ク彼ガ権ヲトリテ、人望ニソムカザリシカバ、下ニハイマダキズ有トイフベカラズ。一往ノイハレバカリニテ追討セラレンハ、上ノ御トガトヤ申スベキ。」(『神皇正統記』)と述べ、後鳥羽天皇の側に道理がなかったと評価していることは、注目すべきことである。

<sup>123</sup> 江戸時代中期の儒学者。木下順庵の下で儒学を学び、六代将軍になった徳川家宣に仕えた。家宣が将軍になってからは幕政に参与し、いわゆる「正徳の治」と呼ばれる諸改革を献策した。特に、閑院宮家の創設、朝鮮への国書を「日本国王」と改めさせたことは有名である(これらについては、自伝『折りたく柴の記』で詳しく書いている)。朱子学を修めた者として尊王論の立場には立っていたが、幕府の権力基盤を天命によるものと考えており、幕末のような尊王論のように、朝廷委任論をとっていない。

<sup>124</sup> 以下は、『読史余論』に見られる記事。

<sup>125</sup> 原文では、「其の名は君臣なりと雖も其の実は共に王官なり」となっているが、『読史余論』の原文では、「名」と「実」は逆である。北の原文のとおりであるとすると、名目は将軍の臣下であるが、実態は帝王の臣下ということになり、意味が通じなくなってしまう。そこで、『読史余論』の原文に合わせて訂正した。

で学問がないならば、中国や我が国の古今の事例をよく調べて名声を上げるべきである。そして天子を最上として下り、王朝の公卿、大夫<sup>126</sup>以外の六十州あまりの人民はことごとく自分の臣下であるとする制度があれば、今の世になってもうまく適用できるであろう。……」<sup>127</sup>と。つまりこれは、幕末のいわゆる国体論という天皇主権論により、幕府諸侯の権利を否認する維新革命家が革命理論を構成した点であるとともに、家康の遺志を完成する幕府主権論へ当然赴く態度である。

そして白石は言論にとどまらず、それを思い切って実行に着手した。彼が朝鮮公使と外交交渉をしたことについて、国威を発揚させた功績<sup>128</sup>だとして教育者らは好んで小学生に示しているが、実はこれは従来の慣例を破り、幕府自らが日本国王<sup>129</sup>と称し、従来の公使の席次を下げ、御三家の次に置いたために起こった紛議にすぎない。それなのに、尊王、忠君とともに、こうした大逆無道の乱臣賊子を賞賛するとは、まさしく滑稽を極めている。

また、彼は藤原氏がしたように、皇室と幕府の血液を混合させようとして、皇女と将軍の結婚を約した<sup>130</sup>。幕府の制度では、衣冠をことごとくそのままにまねて同じ程度にし、勅語に対する返答も対等な態度で行うと改めた。こうした歴史上の証拠は、文字の形態や発音によって推測したような幕府の存在を示していないし、征夷大將軍の存在も示していない。むしろ責任内閣でこそあった。もちろん、歴史研究が起こるとともに、唯一最古の記録が儒教の王道と霸道の弁と合致し、いわゆる国体論という名の下で天皇主権論が学界に勢力を占めた。荻生徂徠が懸命に卓越した幕府主権論を唱えた例もあるが、平等観が発展する社会の進化には対抗することができず、封建制度が打倒されたことは事実である。しかもそれが実際運動となるに及んで、いかに時の権力階級——つまり、幕府諸侯の貴族階級——が下級武士の革命党を迫害したことか。

今日詩で表され、歌に詠まれている勤王家という者たちの苦難は、まさに全日本国民が当時彼らを迫害したための苦難である。幕府打倒前における勤王家などは、まさにわずかな例外にすぎなかったことは言うまでもない。言論の迫害などは驚くほど極端に行われ、『靖献遺言』<sup>131</sup>を講じた竹内式部<sup>132</sup>を朝憲紊乱罪で追放処分<sup>133</sup>にし、その講義を聞いた大納言烏丸光胤<sup>134</sup>以下七人<sup>135</sup>の官職を剥奪し、彼らを禁錮に処した。有賀博士が留保したわ

126 新井白石の用語法では、「五位の武士」のことを指す。

127 『読史余論』の一節である。訳者の手持ちの岩波文庫版（一九三六年第一刷）では、二二四—二二五頁にある。孔子の名分論を引用したあとで、このように論じている。

128 原文では「効績」となっていて、[ママ]と注記されている。それ以外にめぼしい指摘がないので何とも言いがたいが、「功績」の誤りではないかと思う。

129 新井白石は、「日本国王」に、日本の支配者という積極的な意味を与えていた。

130 これは幼い七代将軍家継との間で取り交わされた。ただ、家継が病気で死んだため、この婚約は白紙になった。

131 儒学者浅見綱斎の著書。

132 江戸中期の神道家。京都で尊王思想を説き、門人の徳大寺公城らは、桃園天皇や公家に講義を行っていた。

133 摂関家は、朝廷内で竹内式部らの尊王論の講義を行わせることは幕府との関係を損ねると危惧していた。関白の近衛内前は、天皇の抗議にもかかわらず、講義を中止させ、徳大寺グループの代表格と見られていた正親町三条公積ら二十人を処分し、京都所司代に告発した。京都所司代は、これを受けて、竹内式部を京都から追放した。この事件を俗に「宝暦事件」と呼ぶ。

134 烏丸光胤は、江戸時代中期の貴族（一七二三—一七八〇）。原文では、「烏丸道胤」となっているが、「光胤」の誤り。北が、記憶に頼って名前を記述したことをうかがわせる。

ずかな榮譽権などは、白石が憂いとしていたように、天皇主権論者の論拠とする唯一の理由であった。だから、幕府は最も激しくそれを抑圧してくじこうとした。

光格天皇は肉親である父がわずか大宰帥ほどの地位<sup>136</sup>であったため、自己の榮譽に応じて父親を太上天皇としようとした。これは人情として当然の要求であるにもかかわらず、松平定信は冷酷にもこれを断固として拒絶した。かえって武家伝奏<sup>137</sup>を勤めていた二人の公卿<sup>138</sup>を江戸に召し寄せてこれを論破し、それに賛同した公卿にこれを差し控えるよう命じた<sup>139</sup>。父典仁親王にはあたかも恩恵と威光を合わせて行うかのような面で二千石<sup>140</sup>を加増したにすぎなかった。まさに、徳川幕府の三百年は終始一貫して義時、尊氏以上の乱臣賊子の時代であった。こう言っても、三百年とはわずかな例外にすぎないか。

#### 11-14 総括

我々はあまり事実を羅列しないつもりである。千年間と伝説では言われている文字を輸入するまでの原始時代を除き、それ以後の歴史が書かれるようになった千五百年間は、乱臣の手と賊子の足をオナガザルのようにつなぎ、日本の歴史を作り上げてきたのである。もちろん、皇室は第一の強者として最古の歴史的記録が編纂されるまでは強大な力で天下の権利を持っていた。この間既に仁徳天皇などの理想的君主、雄略天皇、武烈天皇などの専制的な暴威を振るった君主とともに、社会の発達、人口の増加によって蘇我一族が強大になり、理想的な乱臣となり、あくまで専制的な暴威を振るった賊子を出していた。そして皇族の中から大胆な理想家<sup>141</sup>が現れ、ようやくこの乱臣賊子を倒したが、それもわずか百年を維持されたにすぎない。

歴史が記録されるようになってから、さらにたちまち藤原氏の名において蘇我氏に代わった乱臣賊子を産んだではないか。そしてまた藤原氏という乱臣賊子が去った後、白河法皇のおごりに満ちた政治の中で一瞬の栄華を夢見たが、直ちに僧兵という名の乱臣賊子の暴力が現れ、清盛という乱臣賊子に打撃を加えられ、さらにこれらを一掃して代わった木曾義仲が乱臣賊子となった。

---

<sup>135</sup> 宝暦事件では、総勢二十七人の公卿が処罰されているが、二十人は既に朝廷が処分を下しているの、ここにいう「七人」は、京都所司代が新たに処罰した者を指すと考えられる。

<sup>136</sup> 大宰帥の官位は従三位である。この程度の官位では、藤原氏や清華家などに劣ってしまう。

<sup>137</sup> 江戸時代に武家の奏上を天皇らに取り次ぐ役職。

<sup>138</sup> 正親町公明と中山愛親のこと。ただし、中山愛親は厳密には武家伝奏ではなく、議奏という役職に就いていた。

<sup>139</sup> いわゆる尊号一件のこと。事件の経過は、概ね本文に記されたとおりである。

ただし、この一件での幕府側の厳しい態度には、それより前の御所の再建問題が尾を引いていたのではないかと考えられる。

天明の大火（一七八八年）で焼失した御所の再建をめぐる、財政難に悩む幕府は、質素な御所を提案したが、朝廷は、復古ムードが高まりつつあったこともあり、盛大な御所を再建することを強く要求した。そのため、幕府は二十万両を超える御所の造営を押し付けられることとなった。財政難の折に重い負担を強いられた幕府にとっては、朝廷側の要求にこれ以上応じられないという考えがあったのではないか。

<sup>140</sup> 原文では「二千苞」となっている。「苞」とは、「わらで包んだもの」のこと。米俵のことなのだろう。よって意識しておいた。

<sup>141</sup> 天智天皇のこと。

義仲と法皇との対抗があまりに露骨であった<sup>142</sup>ことは一つの喜劇である。「予は既に法皇に勝った。(主上〔天皇〕になろうか、)法皇になろうか。主上になろうと思っても、子供(の髪型にするの)はよくない<sup>143</sup>。法皇になろうと思っても、法師(坊主頭)<sup>144</sup>になるのもおかしいだろう。」<sup>145</sup>と大口をたたくようになった。そしてこの乱臣賊子を打ち破った源頼朝は、(笑うべき有賀博士に従えば)詐欺によって主権の作用を委任された者であって、乱臣賊子であることは言うまでもない。次に登場した義時は、(もう一度笑うべき有賀博士に従えば)刀に訴えて主権の作用を委任された者であって、もちろん乱臣賊子である。さらに泰時、時宗という乱臣賊子の時代を経て高時という乱臣賊子の時代になった。

とうとう時の皇室党に敗れて北条氏という乱臣賊子はいなくなったが、またさらに足利尊氏という乱臣賊子が生まれて皇室党を撃破した。義満になると、乱臣賊子の舞踏を十分に演じ、足利氏による殺伐とした舞台は回転したが、世は戦国の群雄割拠となり、全天下はことごとく乱臣賊子で埋め尽くされ、天皇を衣食の貧困に陥れても少しも気にとめず、ようやく平穏になったかと思えば、猿顔の乱臣賊子が出てきて、「王になろうと思えば王、帝になろうと思えば帝になれる。」と豪語した。

次いで徳川氏という一貫した乱臣賊子の時代になり、三百年という長い皇室の迫害の時代が始まり、天皇党の志士を困窮させることによって終わりを告げた。——我々は、まさに国体論者と並んで日本の歴史の前に出て、判決を仰ごうと思う。

ああ、今日の四千五百万の国民は、ほとんど全てが乱臣賊子及びその共犯者の末裔なのだ。我々は、日本の歴史のいかなるページを開けばこの反証となる事実を発見し、億兆の民が心をついてよく忠を尽くし、万世一系の皇室を奉じてきたと主張できるだろうか。

しかしながら、万世一系という言葉に殴打されて知能が劣った者は、こうした事実の指示だけではわずかに疑問を刺激されるにとどまるだろう。だから、我々はさらに乱臣賊子の「行為」を記述するとともに、乱臣賊子の「思想」を説明しなければならない。政治史と倫理史は互いに合わさって、歴史的現象の解釈とならなければならないのだ。

---

142 木曾義仲は後白河法皇を幽閉し、征夷大將軍の称号を得ることを承認させた。

143 後鳥羽天皇は当時幼かったので、子供の髪結いにしていただけで、義仲はそこから、天皇は髪型を子供の髪結いと同じにするのだと誤解していたとされる。

144 後白河法皇が出家していたため、法皇と称するには坊主頭にしなければならぬと誤解していたとされる。

145 『平家物語』巻第八「法住寺合戦」の段に、次のような台詞がある。「抑義仲、一天の君にむかひ奉て軍には勝ぬ。主上にやならまし、法皇にやならまし。主上にならうと思へども、童にならむもしかるべからず。法皇にならうと思へども、法師にならむもをかしかるべし。よしよしさらば関白にならう。」(『平家物語(下)』[岩波書店・一九九三]一一〇頁)。北の原文では、「我れ已に法王に勝ちたり、法王とならんか法王は法師なり、法師とならんにも可笑し、天子は小兒なり、小兒とならんも亦可ならず」となっているが、『平家物語』の表現と異なるものが多いので、『平家物語』の一節に引き寄せて訳した。

なお、歴史家の三浦周行は、上記の一節について、「義仲の言として同書に載っている文は余りの事にここに訳出するに堪えぬ……これを読んで下手な喜劇を見る感じを起さぬものは一人もあるまい。」(『新編歴史と人物』[岩波文庫・一九九〇]九九—一〇〇頁。)と述べている。史実としては、三浦の指摘するとおりで、そこまで野放図な発言はしていなかったであろう。